

Title	公職追放令の終結と追放解除 (三・完) : 一九四七年～一九五二年
Sub Title	The termination of the purge policy and de-purge, 1947-1952 (3)
Author	増田, 弘(Masuda, Hiroshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1998
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.71, No.3 (1998. 3) ,p.21- 71
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19980328-0021

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

公職追放令の終結と追放解除 (三・完)

——一九四七年～一九五二年——

増 田 弘

はじめに

第一章 公職追放政策転換への始動——一九四七～四八年

1 マッカーサーと民政局 (G S)

2 ケナンと国務省・政策企画室 (P P S)

3 ドレイパーと陸軍省・民事部 (C A D)

4 カーンとアメリカ対日協議会 (A C J)

..... (七十卷十一号)

第二章 公職追放令の終結過程——一九四八年

1 ケナンIIドレイパー・ミッシェンの来日

2 G H Qの追放終結決定と審査・訴願両委員会の廃止

3 N S C一三ノ二の承認

4 ケーティスの帰国 (七十一卷二号)

第三章 追放解除政策の実施過程——一九四九～五二年

1 マッカーサーの抵抗とN S C一三ノ三の承認

2 第二次公職資格訴願委員会の設置と停滞

3 朝鮮戦争の勃発と追放解除政策の転換

4 マッカーサーの解任と追放解除の進展

..... (以上本号)

第三章 追放解除政策の実施過程——一九四九〜五二年

1 マッカーサーの抵抗とNSC一三／三の承認

一九四八年一〇月は占領史上の重大な転機となった。アメリカ政府によりNSC一三／二文書が承認され、その結果、従来の対日非軍事化・民主化政策が払拭されて日本の経済的自立化路線が公式化されたことと、国内では芦田中道政権が崩壊して吉田保守政権が再登場し、しかも同内閣は一九四九年一月の総選挙における大勝利を背景として、この新しい経済的自立化路線を担っていくからである。ここにケナン・ドレイパー路線は吉田保守路線と一体化していく。

ではこのような内外の情勢変化の中で、ページ終結政策がいかにしてページ解除政策へと推移していったのか。まず国務省極東局は、去る六月のNSC一三文書作成時にマッカーサーから厳しい批判を受けたことを考慮し、今回も予想されるマッカーサーの抵抗をいかにして制御するかとの難問に取り組んだ。一〇月二七日、バターウオース局長はロベット国務長官代理へ「NSC一三／二 アメリカの対日政策に関する勧告の実施」と題するメモを送り、次のように提言した。⁽¹⁾

今回の対日政策文書は、その実施上、マッカーサーの責任領域に該当する部分について彼自身の案を優先的に提出するよう求めている。また同文書第一三項はページ処理について詳細な指示を発しているが、一面でマッカーサーがページ政策の緩和を拒否していること、他面、ワシントンではページ政策は根本的に修正されるべしとの完全な一致があるという現実を踏まえて、NSC文書内のページ項目をより明確化した指令をマッカーサーに用意することが必要である。九月三〇日付メモでも貴殿に伝えたとおり、本省はきわめて重要なこのNSC一三／二文書の多くの条項で、陸軍省と

の一致を図るため、当初の提案より相当な譲歩を行っている。そうである以上、同文書は最大限に実施されねばならないはずであるが、陸軍省とSCAPは一定の重要部分を早急に実施することに反対しているようである。そこで私は上記の電文をロイヤルからマッカーサーへ、事前に回覧してもらいたいと思う。

これを受けてロベットの、一月一日、ロイヤルへ書簡を送り、パージ政策など一連の政策(第三、七、八、一三、一七項のa・b)の実施に関する電文をマッカーサーへ送付し、彼の見解を求めるよう依頼した。⁽²⁾

三〇日、陸軍省の計画作戦部(POD)・極東太平洋班は、上記のような国務省側の依頼に応じる形で、NSC一三/二のパージに関する第一三項を詳細かつ具体的に米極東軍総司令官のマッカーサーに伝達した(W八〇四五三)。そこでは、①旧陸海軍の大佐以下の将校を追放解除する、②大政翼賛会・大政翼賛政治会・大日本政治会およびその支部の理事・顧問・監査役などの役員を追放解除する、③一九四二年総選挙(東条政権下のいわゆる翼賛選挙)の推薦候補者を追放解除する、④日本の侵略に關与した金融開発会社の会長・社長・副社長などを個人レベルで再審査する、⑤日本のパール・ハーバー攻撃時に三〇歳以下の者に対しては公職審査を行わない、⑥日本政府に対して審査基準をより緩和するよう助言する、などが国務・陸軍両省にとってパージ政策の修正上望ましい諸点であると論じていた。⁽³⁾そしてPODは、翌二月一日、この第一三項など同文書中の計六項目に関するマッカーサー自身の見解を求める文書を発送した(W八〇四五四)⁽⁴⁾。

これらの中で①②③はきわめて重要であった。もし①が実施されるとなれば、公職追放令B項該当者の大半、それは一九万に及ぶ追放者全体の五割以上を追放解除することに等しかった。また②は公職追放令D項該当者の多くを免除することであり、③が実施されるとなれば、②と併せて、中央・地方の有力な戦前派の政治家多数を政界復帰させることを意味した。これは明らかに公職追放政策の「修正」というよりも、公職追放を「解除」せ

よとの示唆にほかならなかった。換言すれば、既定の公職追放政策を「存続」から「消滅」へと移行させるも当然であった。マッカーサーおよびGS首脳の立場からすれば、パージ政策実施の「終結」にはやむなく同意したといえ、追放を解除したり、追放政策を消滅させるなど断じて受諾できるものでなかった。

そのため一二月四日、マッカーサーは長文の返電(C六五九九七)をワシントンへ送り、以下のように激しく反駁した。⁵⁾

冒頭マッカーサーは、「米極東軍総司令官である私宛に電文(W八〇四五三およびW八〇四五四)が発せられているが、米極東軍総司令官はアメリカ政府の行政官として対日占領の非軍事面に何ら関与しておらず、したがってこの発信宛は勘違いであろう。NSC一三/二の非軍事面の実施に関与が許されているのは、連合国の政策に拘束されたSCAPという地位である。SCAPは『対日占領の唯一の行政官』として責任を行使しうる国際的行政官であり、FECを介して一か国の政策決定を遂行する。それに比べて米極東軍総司令官の権限は限定されている」と手続き上の不手際を糾弾した。

次いでマッカーサーは軍事戦略問題へと転じ、もしアメリカが一九四五年末のモスクワ協定を一方的に無視する行動に出れば、かえってソ連の法的かつ道義的拘束を弛緩させ、その結果、ソ連をして日本への一方的影響力を強める権利をもたらすことになる。わが軍がこれに抵抗できるはずはなく、ソ連は北海道やその他の日本領土を手に入れることを決意するかもしれない。日本のみならず、ドイツや朝鮮にまでその危険性は及ぶかもしれない。このようにマッカーサーは、ワシントンがFECの存在を無視して一方的なパージ政策転換を推進すれば、ソ連による対日侵略をもたらす危険性を増すと警告した。

その上でマッカーサーは、本国政府を宥めるように、パージ政策の法的根拠とその経緯に触れた。すなわち、パージ政策はポツダム宣言の第六項「日本国民を欺瞞しこれをして世界征服の拳に出づるの過誤を犯さしめたる

者の権力および勢力は永久に除去せられざるべからず」を起源とし、これに基づいて一九四五年一月八日のJCS一三八〇／一五文書、さらに一九四六年三月一日のFEC〇一五文書(FEC〇五四／一一)となった事実を滔々と論じ、FEC文書の全文さえ掲げた。そして旧来のパージ政策を修正せよとの指令を下記のように全面的に拒否した。

「以上の通り、W八〇四五三に示唆されている修正を確固とするような非公式の行為がいかに絶対的に不可能であるかを理解できよう。パージ政策に関しては、今回の指令発出以前に私に対して何等の協議もなされなかったし、コメントも求められなかった。もしあったとしても、私が強く反対したであろうことは間違いない。また一度指令を受けて、私が指示通りに日本でそれを実施することを指令すれば、私の指令はACJとFECでの討議の対象となろう。SCA Pはこの二つの国際的機関から、実施に関する報告とその正当性を説明するよう要求されてきた。しかもこれら両機関の構成国からは、政策の失敗を咎めるような厳しい公的非難に曝されてきた。今やパージ政策の積極的実施が終了し、それが公式に声明されたにもかかわらず、日本に関わる連合国政府の代表達は、不信の眼をもって占領の現状を監視しており、また占領内容の詳細を明示するよう再三要求している。このような理由により、すでにパージ実施のために取られた重要な行為を逆転させることは、激発的な国際的反動という結果を招来せずにはおかないだろう。日本でのパージは、ドイツで実施されている非ナチス化政策ほど大規模ではないが、そのような結果をもたらすのである」。

このようにマッカーサーは、アメリカ政府が考えるパージ政策の転換は、FEC構成国から激しい反発を招くと強調した。もう一点、彼が反対の論拠としたのが日本の国内状況であった。続けて引用する。

「さらに日本国民の大半は占領の現状に全面的に賛成している。これは最近、極秘であるはずのNSC一三／二文書の一部がワシントンの『ニューズウィーク』一〇月二五日号によりリークされた時点で明確となった。日本ではこの種の暴露的な記事は反動が大きいので、私はそれを沈静化するため、先走ったニュースを排除するよう特別の声明を出さざるをえなくなった。このリークにより、占領の目的と命令に忠実であった側から不安と恐れが生じた。彼らはパージされた側からパージの報復を受けるだろうと予測し、追放者を支援する者から反占領運動が始まると解釈した。歴代の首相達は実際にこのような不安を私に漏らしている。つまり、政治活動を禁止されていた者が一度パージ解除となれば、占領に忠実であった彼らは今度は一転してパージ政策への協力者と見なされるばかりか、結局極端な超国家主義を復活させることにもなる。」

マッカーサーはこのように自己に敵対的なACJのカーンらの行為を皮肉ると同時に、日本人が占領政策の現状に満足しているとの一方的見解を表明した。しかもこの独断に依拠して、パージ政策の転換が日本の体制側に深刻な負の影響をもたらすと警告し、「私はこのような政策変更の提案を支持するのは一国もないと信じて疑わない。日本の指導的地位にある者でさえも、同じ理由でパージ政策の変更を非難するはずである。逆にパージ政策をあまりにも過酷すぎると非難する者は、パージの当事者か、強情なその友人か支持者に限られており、外国人ならば、まったくパージに無知な者か、長年日本と交友関係を持つ者か、日本とのビジネス関係者かである」といった感情論を吐露した。

したがってマッカーサーは、「貴殿の示唆に基づいてこれを実施する場合、内外から厳しい批判に曝されるのは必定」であり、それゆえ「この問題はFECの場に提起されて、そこでアメリカの政策決定が支持されるよう配慮すべきである。パージはごく少数の日本人にのみ影響してきており、しかもそれは占領目的を決して妨げる

ものではないのだから、連合国を分裂させ、日本に対するわが方の影響力を弱めるような危険を冒すべきではない」と結論した。

要するにマッカーサーが反対する論拠とは、第一にアメリカが一方的にパージ政策を覆すことは、FEC構成国の協調関係を崩壊させる、第二にその影響として、ソ連の対日軍事介入ばかりか朝鮮、ドイツへの直接介入という危機を招来する、第三にパージ実施に関与している日本内部の占領協力者を動揺させ、彼らを政治的不安定に陥れ入れるということにあった。それゆえマッカーサーは、「アメリカが単独で実施しようとしているパージ政策の転換、つまりパージ解除の実施をFECの場で堂々と論議し、ソ連を含む連合国全体の合意を得て、必要とあらばパージ政策の転換を遂行すべきである」と強調したのである。

以上のようなマッカーサーの批判は、ワシントンの所期の予想をはるかに越える厳しい内容であった。早速陸軍省では、ドレイパーを中心に、ロイヤル、グルーサー (Gruenther)、マドックス (Maddocks)、エベール、モリア (Moore)ら首脳、そしてフォレストアル国防長官も加わって協議が行われた。その結果、次のような毅然さと穏健さ、いわゆるムチとアメの両面を備えたマッカーサー宛の回答草案が出来上がった。その要点は以下の通りであった。⁽⁶⁾

- 一、W八〇四五四は、米極東軍総司令官の責任ないしSCAPの行政権に関連した内容である。NSC一三／二文書の政府決定はモスクワ協定を一方的に破棄するものではなく、貴殿が指摘するようなソ連の要求は起こり得ない。
- 二、占領開始から四年を経過した現在、降伏直後の占領政策が多く不適切となっており、国際情勢の変化に沿った修正を必須としている。われわれの意図は、同文書の諸条項を遂行する上で、貴殿に限定された命令を与えることではなく、これらの目的を達成するために貴殿が権力を行使する際の必要条件を用意することである。われわれは軍

事占領を継続するとともに、日本が十分平和的で自立した国際社会の一員として復帰できるように、講和条約の締結について配慮しなければならない。この新しい方向へと進むため、貴殿がSCAPとしての権威と米極東軍總司令官としての行政能力を十分發揮することが不可欠であり、現在の国際的体制の中で必要とされる変更を実施せねばならない。

三、國務省は大統領命令によりNSC一三〇二に關係する省庁との調整を實行しつつある。國務・陸軍両省の合意点、同文書のうち貴殿の責任領域に含まれる項目がどのように実施されたかを、貴殿から定期的に大統領とその他のNSCメンバーに対して報告することである。

四、貴殿はNSC一三〇二の第一三項に従ってページを修正するための十分な権限を有しており、またW八〇四五三の第一部の指令通りに、日本政府に傳達しなければならない。……(以下、FECのページ政策と「日本に対する降伏後の基本政策」との関連事項の解説が続く)……FECが関与しない限り、アメリカ政府にはSCAPにページ指令の修正を日本政府へ発する権限がない、と(貴殿が指摘する)理由はまったく存在しない。ごく最近のイギリスとの非公式協議でも、ページの修正を同国は支持しているし、ソ連、オーストラリア、ニュージーランド三国を除いたFEC諸国も、同様、支持する気配を示している。もしページ政策の修正が批判を招くならば、アメリカ政府はFECおよび言論界に対して強く反論するであろう。

バターウォースはロベットに対し、同月二日メモで上記のような陸軍省首脳のマッカーサーへの返電草案を添付して、次のように報告した。⁽⁷⁾

「ドレイパーの陸軍省は、NSC一三〇二のページに関する原則を実施する手段について、マッカーサーに十分かつ

詳細な指令を与える電文を別途送ることを検討中である。この電文で陸軍省は、ページ問題が目下検討中であると明示しようとしている。国務省側のページ草案は、先日ケナンと私とが貴殿と討議した線に沿ったものであり、陸軍省側も一応これに同意している。われわれはマッカーサーの電文に十分な回答を送らねばならないし、われわれのページの提案が除かれてはならない。ただし当分は、原則上、マッカーサーが自らページ政策の修正を表明するまで、NSC一三〇の目的を達成するための具体策をマッカーサーに命じることは極力避けるべきであると強く感じる。私はこの件を陸軍省と調整しようと思ふし、貴殿を煩わすつもりはないが、ドレイパーが直接貴殿を訪ねる可能性がある。」

二〇日、再びバターウォースはロベットに書簡を送り、マッカーサーが二月四日の回答で、彼自身は米極東軍総司令官またSCAPとして、これまで遂行してきたページ政策を変更するほどの力はないこと、しかもFECの政策変更が行われない限り、ページの主要な修正に強く反対すると表明していることを伝えると同時に、マッカーサーから提起された問題について、一七日、国務省は彼を説得する電文を速やかに送ることで陸軍省と合意し、目下両省間で頻繁に協議が行われていると報告した。⁽⁸⁾

ところが一八日、マッカーサーは再度以下のような厳しい見解をワシントンへ送付した。⁽⁹⁾

「W八一三四五への返電。貴電の趣旨は理解できない。NSC一三〇二で提示されている政策決定での米極東軍総司令官の責任はまったく無いが、あつても極くわずかでしかない。またSCAPの国際的性格は、すでにC六五九七で指摘したとおり、FECにより決定された連合国の政策のみに従属し、アメリカ政府は例外的にFECの中間指令という形式によつてのみ、SCAPに命令しうる立場にある。日本経済安定化のための指令は、この形式と手続きに従って伝達されている。NSC一三〇二は、米極東軍総司令官としての私に対して極秘情報として伝えられているが、これを実施に移せば、FEC指令との間に矛盾を生じるのはほぼ確実である。……〈中略〉……手続き上の問題を別にしても、

FEC 諸国との協定を無視するのはきわめて危険であり、不測の事態を招く恐れがある。NSC 一三／二に示されている政策決定の実施状況については、常時喜んで貴殿に非公式の助言をするつもりであるが、実際には陸軍省に定期的に提出する活動報告以外に追加するものはほとんど無い。NSC 一三／二は、国際協定により規定されている SCAP への命令とはなっていない。それゆえ SCAP は、その実施について、報告する責任を有していない。しかし SCAP が、日本の行政上、FEC と ACJ に対して責任を持っており、いかなる質問にも回答する義務があることは、無視されるのではない。また SCAP は、その国際的責務に関して、FEC 諸国の代表から絶えず FEC の政策決定を逸脱しているのではないかとの非難に曝されることに配慮していることも、無視されてはならない」。

他方ワシントンでは、国務省と陸軍省がマッカーサーへの対応策について協議を重ねていた。一二月四日、北東アジア課長のビショップ (Max Bishop) とアリソンは、ドレイパーの補佐官であるリンカーン (George A. Lincoln) との電話会談の末、ドレイパーがマッカーサーへ送付する案文について非公式に合意した。しかし二四日に送られたドレイパーの私信は、両者が同意したものと重要な点で異なっていた。⁽¹⁰⁾それは SCAP と FEC との関係についての行政的解釈であった。ドレイパーと陸軍省は、マッカーサーが主張した FEC 重視論に対して、次のように反駁していた。⁽¹¹⁾

「アメリカは日本の行政上の責任行使に絶大な利益を有している、との国際的承認を獲得している。すなわち、① SCAP はアメリカ大統領により任命されるとの合意があり、② FEC は現在の一連の指揮体系を承認すべきであるとの合意があり、③ アメリカは SCAP に対して一方的指令の発出が許されるとの特別の権利が付与されている。『SCAP は FEC の政策決定によってのみその実行力を拘束されており、それゆえアメリカ政府は SCAP に対して何らの助言もできない』との考え方は不合理であろう。FEC に対するアメリカの基本的態度については、…… NSC 一三／二

の第九項に明示されている」。

以上のようにドレイパーと陸軍省は、マッカーサーの主張をF E Cの権限過大論であると反駁し、彼の強調するアメリカ政府の権限過小論を一蹴した。マッカーサーは、占領初期、F E Cの政治的介入を警戒するあまり、新憲法の制定を急がせる経緯があったし、F E CのみならずA C Jの棚上げにも尽力した。その意味で、彼の主張は明らかに論理的整合性を欠いていた。ドレイパーはさらに、「指示されている非公式の行動ではパージ政策を十分修正できない、ということが貴殿の結論のようであるが、…：F E C〇一五はもはや政策指令として強制力はない。しかも同指令はアメリカにより一方的に修正されるか廃止されるだろうし、アメリカは他のF E C諸国にそれを伝えることになろう。われわれは国務省との間でもっとも適切な実施方法を検討中であり、早急に貴殿に伝えるつもりである」とS C A Pとしてのマッカーサーに釘を刺した。

続けてドレイパーは、「貴殿は）NSC一三／二の第一三項（パージ政策の緩和）の実施を遅らせることが認められている」と寛大な態度を示し、パージ政策を修正する指針をマッカーサーに提示した。その指針とは、訴願の許可と、個々のパージ審査の再検討、すなわちパージ当事者が個人的理由ではなく、その地位が重要であったためにパージされた事例の再審査などを、F E Cの政策に矛盾しない範囲内で行うことであった。その理由をドレイパーは次のように説明した。一九四五年一月時点では、「パージ疑似者が無罪と証明されなければ有罪である」との判断基準に基づいており、各個人の罪というよりも、むしろ特定のカテゴリーに疑似者が該当するか否かという点が重視された。このような判断基準は、アメリカの正義の概念と矛盾するし、F E Cの指令の中にこのような矛盾があれば、それを修正することが望ましい。またパージが一定の年齢に制限されるよう考慮されることが望ましい。パージ政策の修正を実施する適切な方法が合意され次第、貴殿に助言されるはずである。⁽¹²⁾

以上のようにドレイパーは、PODの極東太平洋班が作成した一月三〇日付のW八〇四五三よりも、かなり譲歩したパージ政策の修正案を示す一方、アメリカ政府が日本の占領行政上、FECの権限を過小評価しており、その存在を軽視していると明言し、事実上マッカーサーの本国政府批判の論拠を断固斥けた。ただし先のビショップ・メモが伝えるとおり、このようなFEC軽視論に國務省側が完全に同意していたわけではなく、ドレイパーならびに陸軍省側の単独の見解にすぎなかった。対外関係を重視する國務省にとって、陸軍省のFEC軽視論はアメリカ外交を危うくするものであり、その点に関する限り、國務省はマッカーサーの主張を容認していた。

しかし事態は陸軍省のペースで推移した。JCSがSCAPに対し、一九四五年一月八日付の「アメリカの初期の降伏後の基本的指令」(JCS一三八〇/一五)のパージ実施に関する第五項b、第二三項、第四〇項をそれぞれ廃止する意思を伝えることに決定したばかりか、FECのアメリカ代表は、「SCAPがそのように助言された」旨をFEC事務局長に伝達するよう要請された結果、一九四六年三月一日に承認されたパージに関するFEC〇一五は廃止される手はずが整ったのである⁽¹³⁾。ここにおいて、二月四日付のマッカーサーの反論(六五九九七)はその根拠を失った。このようにドレイパーおよび陸軍省が所期の方針をかなり強引に実施したため、國務省は妥協を余儀なくされ、さらにマッカーサーも窮地に追い込まれる結果となったのである。

一九四九年一月一八日、陸軍省のCADは前記のマッカーサー宛文書(W八一七九二)を正式に承認し⁽¹⁴⁾、翌九日、同文書はCAD部長エベレル准将によってドレイパーの公式文書とされ、直ちに米極東軍總司令官であるマッカーサーへと発信された⁽¹⁵⁾。以後七月までの半年間、マッカーサーから公式な反論はワシントンへもたらされなかった。この間隙を縫って、陸軍・國務両省とJCSは対日方針の転換を仕上げるため、一連の政策作業を推進した。四月、NSCではNSC一三/二における空白部分の第五項(琉球)、第七項(警察)、第一七項(情報)をそれぞれまとめ、第二〇項(日本の賠償)に関しても成文化を終えた⁽¹⁷⁾。そして五月六日、NSC一三/三がN

SCで公認された。第一三項のページに関しては、マッカーサーの激しい反論を封じ込めた結果、NSC三二の条文が無修正のまま挿入された。⁽¹⁸⁾これはドレイパー、ケナン、カーンら冷戦重視派ないし逆コース派の政治的勝利を意味し、それはすなわち、マッカーサー側の政治的敗北を意味したのである。

- (一) 〈SECRET〉 Butterworth to the Acting Secretary, Subj.: Implementation of NSC 13/2, "Recommendations with Respect to U. S. Policy Toward Japan", Oct. 27, 1948, NND-760050.
- (二) 〈SECRET〉 The Acting Secretary of State to the Secretary of the Army (Royall), Nov. 10, 1948, FRUS 1948 VI, pp. 890-891.
- (三) 〈TOP SECRET〉 Dickson, Far East & Pacific Branch, Plans & Operations Div. to CINCFE, Nr: WAR 80453, 30 Nov 1948, NND-943001.
- (四) 〈TOP SECRET〉 Dickson, Far East & Pacific Branch, Plans & Operations Div. to CINCFE, Nr: WAR 80454, 1 Dec 1948, ibid.
- (五) 〈TOP SECRET〉 SCAP Tokyo Japan sgd MacArthur to CSGPO, Nr: C 65997, 4 Dec 1948, ibid.
- (六) 〈TOP SECRET〉 Sixth Draft Plans & Operations Division GSUSA, Policy Branch/IAS to CINCFE Tokyo Japan From CSGPO REURADS C 65997 and C 65999, 10 Dec 1948, NND-760050.
- (七) 〈TOP SECRET〉 Butterworth thru S/S to the Acting Secretary, Dec. 11, 1948, NND-760050.
- (八) 〈TOP SECRET〉 Butterworth to Under Secretary Lovett, Subj.: Dec. 20, 1948, FRUS 1948.
- (九) 〈TOP SECRET〉 SCAP Tokyo Japan sgd MacArthur to Dept of Army for Undersecretary Draper, Nr: C 66402, 18 Dec 1948, NND-943001.
- (10) 〈TOP SECRET〉 Bishop to Butterworth, Dec. 28, 1948, FRUS 1948.
- (11) 〈TOP SECRET〉 Telegram to General MacArthur, in 〈TOP SECRET〉 FE, Butterworth to Clearing Offices, Subj.: Attached Telegram to SCAP, Jan. 14, 1949, NND-760050.
- (12) ibid.

- (13) <TOP SECRET> Bishop, Dec. 28, 1948, *ibid.*
- (14) <CONFIDENTIAL> P. W. Porter, Jr. Memo. for the Chief, CAD, Subj.: Japanese Purge, 18 Jan. 1949, CAD File, NND-760183.
- (15) <SECRET> G. L. Eberle, Memo. for the Under Secretary of the Army, Subj.: Japanese Purge, 19 Jan. 1949, *ibid.*
- (16) <TOP SECRET> JCS 1380/61, Note by the Secretaries to the JCS on Implementation of U. S. Policy Toward Japan, 7 Apr 1949, NND-943001.
- (17) <SECRET> Memo for the NSC, Subj.: Recommendations with Respect to U. S. Policy Toward Japan, Apr 29, 1949, *ibid.*
- (81) <TOP SECRET> NSC 13/3, Report by the National Security Council on Recommendations with Respect to United States Policy Toward Japan, May 6, 1949, FRUS, 1949 Vol. VII, pp. 730-736.

2 第二次公職資格訴願委員会の設置と停滞

一九四八年二月二十七日、首相の座に復帰して二か月を経た吉田は、UPのアジア総局長のインタビューで、「日本政府は不当にパージされた経済界指導者の個々のケースを再審査するための訴願委員会を設立する予定である」と言明した。マッカーサーと本国政府との間でパージ政策をめぐる熾烈な攻防が繰り返されていた時期である。GSのネーピアは追放者の赦免を考慮中であることを否定したが、翌四九年一月一七日の『毎日新聞』は、植田法務相が「訴願委員会設置の準備を終えた」ことと、この委員会では「不当なパージと認められた場合、当事者の公職追放を解除する」と語った旨を報じた。¹⁾

これに対して前法務総裁の鈴木良雄はマッカーサーへ書簡を送り、「今回の吉田発言はSCAPの承認を得ていないのではないか」、「パージはすでに完了しており、したがって新たな証拠が発見されない限り、パージ解除

は講和条約締結まで実施されてはならないはずではないか」と質すとともに、吉田が首相に就任以前、特定の追放者に対してパージ解除を約束していたとの噂があること、また現在も総理府監査課への訴願が許されているし、追放に誤りが見出されればGHQに届ける制度も残されているため、「今回あえて第二次訴願委員会を設置する必要はない」と主張した⁽²⁾。同様、前中央公職適否審査委員会事務局長の太田剛もホイットニーに対し、「吉田のパージ解除の声明は選挙直前であり、あたかもパージが政治に影響されているとの印象を国民に与えかねない」と懸念を伝えた⁽³⁾。要するに、かつてパージ実施に携わった側からの抵抗であった。しかし二月八日、日本政府はパージを再審査するための「公職資格訴願委員会」（いわゆる第二次訴願委員会）を設置するとの閣令第三九号を発し、首相の管轄の下に、谷村唯一郎委員長以下七名の委員で構成する委員会が発足した⁽⁴⁾。

それにしても今回の吉田の果敢な政治的措置はいかにして生じたのか。吉田は回想録で、「私自身、マッカーサー元帥を訪問し、いろいろな事情を説明して、第二次の訴願委員会の設置を許してもらうように頼んだ。ところが案外快く承諾してくれた」と簡略な表現にとどめているが、前後の文脈からして実状はさほど容易ではなかったはずである。吉田ないしその周辺の独断というよりも、ワシントンから何らかの教唆の下に、訴願委員会の復活に踏み切ったものと想定できる。しかも今次の訴願委員会が、経済パージ関係では財閥に直接関係しない会社、社長など幹部を、また言論パージ関係では新聞社・通信社・出版社の社長や編集長など幹部をそれぞれ再審査、つまり「訴願」の対象として認定したばかりか、一九四五年六月以後の陸軍士官学校卒業者と同年七月以後の海軍兵学校卒業者である旧職業軍人追放者をも訴願の対象範囲に含めたことは、きわめて大胆な決定であった⁽⁶⁾。これは先の陸軍省PODがまとめたW八〇四五三ほど大幅なパージ解除の提言ではなかったとはいえ、軍人パージの訴願を許可するといった新方針は、明らかにGSの神経を逆撫するものであり、日本政府独自の判断では実施が困難な内容であった。やはり吉田政権の背後に、アメリカ政府当局の暗黙の支持と了解があったと考えざる

をえない。

その際、カーンと A C J が両国政府間の仲介役を巧妙に演じたことは十分あり得る。カーンによれば、吉田との初会見は一九五〇年であったが、A C J 名誉会長のグルー元駐日大使と吉田との個人的関係は深く、またグルーと吉田の友人樺山愛輔、側近白洲次郎、岳父牧野伸顕を介した重層的關係は、カーンと吉田との相互信頼を確固たるものとしたであろう。⁽⁸⁾ しかも吉田の軍事顧問である元外相・駐米大使の野村吉三郎（海軍大将）は、パケナムやアイケルバーガーを介した A C J と密接な関係をもっていた。⁽⁹⁾ こうしてワシントンの意向は、カーンやパケナムにより、吉田政権へ伝達されていたことは間違いない。

さて第二次訴願委員会の発足から間もない二月一六日、ワシントンではカーンと A C J の主要メンバーがロイヤル陸軍長官の日本訪問旅行を祝う晩餐会を催し、対日政策に関与する国務省・陸軍省の高官一〇名を招待した。⁽¹⁰⁾ その折カーンは「日本に対する政策 (Japanese Policy)」と題する文書を配布し、東京の総司令部が大きな失敗を冒していると批判した上で、これら失敗した諸問題を解決するため、G H Q の人員を削減し、改革指向の強い G S を廃止するよう提案すると同時に、G H Q から独立した機関として公職資格訴願審査委員会を設立するよう求め、初期の追放令で排除された戦前のエリートたちの「追放解除」を行い、彼らに大きな責任を与えることを主張した。さらには、駐留米軍数の削減と日本の再軍備を認めるよう提言した。⁽¹¹⁾ 陸軍省が日本の再軍備計画を開始した時点と、この提言のタイミングとがまったく重なったのは偶然ではなかったであろう。⁽¹²⁾

これに対して陸軍省側は、「日本自身は経済問題に真正面から対処しようとしているものの、占領軍当局の積極的な支援無しに所期の目標達成は困難である」との考え方を示した。国務省側は、「A C J が引き続き日本問題への考察を深め、アメリカ世論に対して日本の存在を知らしめ、望ましい対日政策を勧告するよう努力してほしい」旨表明した。とくにソルツマンは、「対日占領上に間違いがあり、専門家による批判的な調査が必要」で

あることを認めた。またバターウォースは、「対日占領が短期間のうちに早期講和により終了するとの前提に基づいて開始されたが、その前提は今や無効となっており、ヴォーヒーズ陸軍次官補の唱える占領軍の役割重視論には同意できない」、つまり「日本自身の主体的役割を無視できない」と論じ、もしACJがGHQは縮小されるべきであり、GHQの介入は最小限とすべきことなどを望むならば、そのように主張し、国務省などに要求し続けるよう促した。⁽¹³⁾

ACJが単なる民間組織でありながら、対日政策の決定に携わる高官多数を会堂させ、しかも政府の重要施策について正面から論議できること自体、カーンの役割と影響力が如何ばかりかを物語っていた。ただしACJは、NSC一三/三で示されたバージ政策の緩和などをマッカーサーとGHQに実施させるとの政府決定を阻止できなかった。トルーマン政権は、ドッジのような経済顧問の対日派遣や、GHQ内の権力をGSから保守的なESへ移すことで、マッカーサーとの政治的対立を起さずにNSC一三/三を実行できると考えていた。これに対してカーンは、マッカーサーがSCAPの座にある限り、彼と彼の側近がワシントンの政策を挫こうとすると信じて疑わなかった。⁽¹⁴⁾

まもなくカーンの予想は的中した。吉田は次のように証言している。⁽¹⁵⁾

「マッカーサー元帥は快くわが要望に伝えてくれたとはいえ、実際にこの訴願委員会が仕事を始める段になると、総司令部当局の態度は元帥ほどには優しいものではなかったようだ。当時の報告によると、委員会発足の直後、谷村委員長が民政局のホイットニー局長を訪問して挨拶を述べたところ、同局長は、『この委員会は異例の措置としてその設置が許されたのであり、追放令に規定された基準、いわゆる追放令の枠を緩和するようなことは、民政局は認めない。委員会の任務は、飽くまで過誤による場合や重大な不正と考えられる場合のみを“特免”という取扱いで解除するため

に、厳格公正な審査を行うことである』と言ったそうである」。

つまりGHQ側は、①第一次訴願委員会ですでに訴願が否決された者、②SCAPないしGHQの指令による追放者は委員会の審査の対象外とすると言明し、日本側を拘束したのである。⁽¹⁶⁾

また北東アジア課のフェアリー (Robert A. Farley) からPPSのデービス宛五月二日付のメモも、「ワシントンからは最大限の努力と激励を得ているにもかかわらず、パージ政策は修正されていない。吉田内閣がパージを修正し、有能な日本人を社会に復活させようと努力しているが、GHQから繰り返し妨害に直面している」と日本の実状に触れている。⁽¹⁷⁾ 事実GS当局者は、七月二二日、吉田首相が来る八月一五日の終戦四周年を期して、大幅な追放緩和を実現させようと計画しているとの報道に対して、占領軍はすでに公職から追放された戦時中の指導者約二〇万名については「何ら政策変更を考慮していない」と語り、日本側の期待を挫いた。⁽¹⁸⁾

以上のように、マッカーサーはもはや正面からワシントンに楯突くことを回避し、沈黙を守りながらも、日米両国政府が企図するパージ政策の転換、すなわち公職追放の解除を実力で凍結させるとの静かな抵抗へと方針を転換したわけである。そしてGSは、ワシントンのパージ政策緩和に対して抵抗の構えを崩さず、現場の利を生かして、吉田政権の追放緩和の動きをことごとく封じ込めたのである。のみならず、SCAPから日本政府への責任移行、GHQ人員の削減、日本人に対する占領の心理的負担の軽減といった勧告に関しても、「部分的にしか実現されていない」状況にあった。⁽¹⁹⁾ これら一連の措置は、NSC一三／三を有名無実化するものであり、ワシントンを苛立たせる結果となった。その点でカーンの見通しは的確といえた。

以上のようなマッカーサー側の抵抗に対して、ワシントン側が無為無策であったわけではない。水面下で様々な効果的手段が模索された。その第一は、「中間指令権」の行使をマッカーサーに命じ、FEC諸国を押し切る

策であった。しかし陸軍省のドレイパーがこの方法に反対していることと、国務省でもその行使は露骨すぎるとの懸念があり、結局撤回された。⁽²⁰⁾ 第二は、抵抗を止めないマッカーサー自身を本国に帰国させ、SCAPその他の地位から解任することであった。しかし五月にACJの一員であるプラットが、シーボルト政治顧問代理とニューヨークで面会した際、シーボルトはマッカーサーが対日講和条約の処理までは帰国する意思をもっておらず、また健康も良好であるため、「彼が今日本を離れることはほとんどあり得ない」と伝えた。⁽²¹⁾ 七月にはNBCラジオが「マッカーサーの九〇日以内の帰国」を報じたため、国務省としても態度を明示する必要に迫られ、結局八月にはマッカーサーの帰国と更迭を断念するに至った。⁽²²⁾

このように国務省の態度は、マッカーサーの解任から継続へと揺れ動き、やはり彼を利用した上でのNSC一三／三の実施を再び指向することとなった。

他方マッカーサーは、このような本国政府の策動を察知したためであろう、七月以降、再びパージに関する強硬論を唱え始めた。たとえば七月一六日、在日代理公使ハストン (Clyce K. Huston) に対し、「二〇万に及ぶ公職追放者の問題に関する国務省の立場に同意するわけにはいかない」と言明した。第一に、パージの大部分は旧軍人であり、産業界、とくに大企業を代表する追放者はわずか数百にすぎない。第二に、自分はFECのパージ指令に拘束されており、FECがパージ政策を変更しない限り、個々のパージを再審査せよとの国務省の要望を自分は遂行できない。マッカーサーはこれらの理由を指摘しつつ、「国務省はこの点をまったく認めようとなしな」と語気荒く批判した。⁽²⁴⁾ 続いて彼はシーボルトに対しても、二三日、パージに関しては「FECの政策決定に逆らって実施できないことをなぜワシントンは主張するのか理解できない」と論じ、シーボルトの説明をまったく受け付けなかった。⁽²⁵⁾ また二二日には、前述したとおり、吉田首相が画策していた大幅な追放緩和をGHQは全面否定した。そして二八日、マッカーサーは陸軍省からのNSC一三／三の質問に対する回答電文 (C五一

六六六)で、「NSC一三/三とFECの政策決定との間にまだ一致点が見出せない」と論断⁽²⁶⁾した。こうして事態は振り出しに戻ってしまった。

バターウォースは八月一七日、ドレイパーに代わり陸軍次官へと昇格したウォーヒーズへ書簡を送り、マッカーサーの七月二八日付電文について触れ、「この立場は常にわれわれを当惑させる。ページに関してはNSCの条項と現在のFECの決定条項との間に何等の対立はみられない」と指摘し、今回予定されている貴殿の訪日の折、「貴殿とマッカーサーとの討議によりこの長い問題に決着をつけてほしい」と要望⁽²⁷⁾した。それとともにバターウォースは、五月のNSC一三/三の追放条項を若干修正した國務省文書「日本におけるページの修正」を添付した。それは次のような内容であった。①比較的無害の地位にあつて追放となつた者、ないし追放に該当するとされている者のうち、政界・経済界・言論界関係者は再び資格を回復されるべきである。②かつての地位により公職から排除されたか、排除に該当する一定の者は、各個人の人格に基づいてのみ再審査されることが許されるべきである。③一定の年齢以下の者は、公職資格の審査を不要とし、その地位に置かれるべきである⁽²⁸⁾。

しかしマッカーサーの対応には何等変化が見られなかった。吉田によれば、「第二次訴願委員会は、その後一年半に亘つて、百十九回の会合を重ね、訴願申請の審査を行つて、審査判定の結果はその都度総司令部側に報告したが、その間総司令部は何んらの決定も意思表示もしてくれず、果していつになつたら、これらの追放解除が実現するか、全く見透しのつかない有様だつた……。委員会はもちろんのこと、政府当局からも再三に亘つて懇請したにもかかわらず、一向に反応がないという。訴願者は一日千秋の思いで決定を待っている。委員会や都道府県庁の関係当局のところへは連日問合せや嘆願が殺到⁽²⁹⁾した。

実際八月時点で、訴願委員会は三万二千名の訴願申請を受理し、その中の二千名(池田成彬ら多数の経済界指導者等を含む)の追放解除を決定したが、SCAPから最終的承認を得られないため、委員会はGSに対してその

解除を求めつつあった。⁽³⁰⁾ これら訴願者の中で、日本国民の関心を集めたのがSCAPないしGHQの指令により日本政府が公職追放に処した、いわゆるメモランダム・ケースの九九名の処遇であった。九九名中すでに六名が死亡し、九三名が残っていたが、その中には自由党の鳩山一郎、河野一郎、石橋湛山、北吟吉、社会党の河野密、河上丈太郎がいた。これに対してSCAPは、八月一日、訴願委員会はメモランダム・ケースによる追放者の訴願に関して「管轄権も審査権もない」と日本政府に勧告し、彼らの解除の可能性を否定した。⁽³¹⁾

以上のとおり、マッカーサーのパージ解除に対する抑制の態度は揺るぎなかった。一九五〇年二月の段階で、訴願委員会は一万五八六五件の審査を終わり、全体の二二・二％に匹敵する四五三四名の追放解除を決定したものの、やはりGHQから承認が得られなかった。⁽³²⁾ 国務次官代理のラスク (Dean Rusk) は、同じ二月、マッカーサーが依然FECのパージ方針を論拠としてNSC一三／三のパージ緩和政策の実施に応じようとしていないと報告している。⁽³³⁾

ただしこの間日本政府内部では、第二次吉田内閣発足以来、人事面を中心に一定の変化が生じていた。それはパージ推進派 (革新派) が斥けられ、パージ解除派 (保守派) が勢いを増したことである。たとえば公職追放者の違法活動の監視を任務とする特審局では、第一線で指揮を取ってきた滝内礼作局長が一九四八年一〇月に退職し、以降、その監視活動も弛緩しはじめた。⁽³⁴⁾ これに対してGSは、一九四九年末に特審局の改組を命じてそのテコ入れを計ったが、すでにGHQ内部では日本共産党の活動を警戒する空気が強まっており、共産党の監視を特審局が担当するに至って、もはや後戻りは不可能となっていた。⁽³⁵⁾ 要するに、アメリカ政府の逆コースが特審局をして、右翼の監視から左翼の監視へと転換させたのであり、冷戦の影響は日本政府内部へと浸透していた。

このように日本政府内では、パージ推進派に代わりパージ解除派が実権を握り始めると、必然的に追放解除への動きが活発化した。旧陸海軍将校も追放解除の対象に含められたが、やはり無難な若手将校の解除から段階的

に実施することが模索された。そこで一九四九年一月、日本政府は「戦争終結時点で陸海軍『大尉』以下の将校のパーシ解除を望ましい」とする意見書を訴願委員会に提出する手はずを整えた。彼らには一九三〇年代における日本の軍国主義的な膨張政策に関する責任はないとの理由に依拠していた。⁽³⁶⁾そして吉田は、一九五〇年三月二八日、マッカーサーへ書簡を送り、訴願委員会での八六回に及ぶ訴願審査が終了し、約二万件のうちの三分の二に該当する約六千件を追放取消 (resission)、つまり追放解除と決定したことを報告し、これらを早急に承認するよう懇願した。⁽³⁷⁾

しかし依然マッカーサーから承認を得ることはできなかった。吉田は四月一七日および二八日の二度に及ぶマッカーサーとの会談でも、一九四九年二月八日から一九五〇年四月二五日に至る第二次訴願委員会の審査結果、すなわち二万四二八六件の訴願のうち、七二%に当たる一万七四七八件を却下し、二八%に当たる六八〇八件を追放取消と認める判定を下したことを伝え、そして五月三日の憲法記念日には、「訴願委員会の決定報告は公平かつ適切である」旨を再度強調する書簡をマッカーサーに送付した。⁽³⁸⁾ただし吉田の根気強い懇請に対しても、マッカーサーから承認の回答はなかった。

ところが二か月を経た六月二五日、朝鮮戦争が勃発した。この突発的事態を契機として、マッカーサーは留保していた日本の再軍備化方針を日本政府に指令する一方、従来のパーシ解除の態度を否認から是認へとを転換するのである。

(1) 〈RESTRICTED〉 The Acting Political Adviser in Japan (Sebald) to the Secretary of State, Tokyo, Jan 24, 1949, FRUS, 1949 Vol. VII, pp. 622-623.

(2) Yoshio Suzuki, Former Attorney General in Charge of Purge To General MacArthur, Subj.: Statement of Opinion, 28 Dec 1948, SCAP Purge Papers, NND-775012.

- (3) Ohta, Takeshi, Former Chief, Public Administration Qualifications Examination Committee, To Brigadier General Courtney Whitney, Chief Government Section, Subj.: Statement of Opinion Concerning Possible Revision of Purge Appeal Policy, 30 Dec 1948, *ibid.*
- (4) 竹前栄治・中村隆英監(増田弘・山本礼子共訳)『GHQ日本占領史⑥——公職追放』(日本図書センター一九六六年刊)九六頁参照。
- (5) 吉田茂著『回想十年』第二卷(新潮社 一九五七年刊)八六頁。
- (6) <RESTRICTED> The Acting Political Adviser in Japan (Sebald) to the Secretary of State, Tokyo, Mar 7, 1949, *ibid.*, pp. 684-685.
- (7) 本人の著者に対する証言(一九八九年八月八日)。「機密を知りすぎた男ハリリー・カーンが初めて公開する日本の戦後裏面史第一回」『週刊文春』(一九八三年八月一日)一六八一—一六九頁。
- (8) ション・G・ロバーツ「ハリリー・カーンと『影の政府』」『潮』一九七九年四月号所収一〇九頁参照。
- (9) 前掲書『占領1945～1952』一七九—一八〇頁参照。
- (10) 現職の高官一〇名とは、陸軍省がロイヤル・ドレイパー、ウォーヒーズ (Voorhees) 次官補、キング (King) 長官副官、国務省がソルツマン、バターウォース、アリソン極東局長代理、ビショップ、クラクストン (Claxton)、『バーネット (Barnett) であり、それにカーン、カウフマン、グルー、アイケルバーガー、キャッスル、ドーマン、バルンタイン、スミス (Smith) (弁護士)、『クレイン (Gen. Crain) (元駐日武官) を加えた計一九名であった。
- (11) R. W. Barnett, OFD, to Nitze, E, Subj.: American Council on Japan Dinner for Mr. Royall's Mission, Feb 23, 1949, NND-760050. なお国務長官アチソンのマッカーサー宛九月九日付書簡が、国務・国防両省の協議と大統領の承認に基づき、マッカーサーの留任を正式に認めた。<SECRET> Memorandum for Secretary Johnson, Dean Acheson, Aug 23, 1949; <SECRET> Memorandum for the President, Sep 6, 1949; <SECRET> Dean Acheson to General Douglas MacArthur, Sep 9, 1949, NND-760050.
- (12) ハルヒ NSC49, Current Strategic Evaluation of the U. S. Security Needs in Japan, June 15, 1949 <文結実
十No.

- (13) R. W. Barnett, OFD, to Nitze, E, Subj.: American Council on Japan Dinner for Mr. Royall's Mission, Tab-C, Feb 23, 1949, NND-760050.
- (14) 前掲書『占領1945〜1952』一八五頁参照。
- (15) 前掲書『回想十年』八六頁。『朝日新聞』一九四九年三月一〇日によれば、「ホイットニー局長は、三月八日、訴願委員会委員と伊関事務局長を前にして、GHQは現在追放の枠を緩和することは全然考えていない、訴願により追放解除の対象となるものは、追放が著しく不公平に行われた場合で、誤って追放に指定された場合に限り、その一部に伝えられるように追放の枠を緩和するところ、報道は何ら根拠がない」と言明したとある。吉田の引用は恐らくこれを指すものと思われる。
- (16) <RESTRICTED> The Acting Political Adviser in Japan (Sebald) to the Secretary of State, Tokyo, Mar 7, 1949, *ibid.*, pp. 684-685.
- (17) <TOP SECRET> NA, R. Fearey to S/P, Davies, Subj.: Implementation of NSC 13/2, May 2, 1949, NND-760050.
- (18) 『朝日新聞』一九四九年七月二三日。
- (19) <SECRET> Memo by the Director of the Office of Far Eastern Affairs (Butterworth) to the Under Secretary of State (Webb), May 19, 1949, FRUS 1949 Vol. VII, pp. 752-754.
- (20) <TOP SECRET> NA, M. Green to FE, Butterworth, Subj.: Letter to Mr. West on Use of Interim Directive, 5/17/49, NND-760050.
- (21) <RESTRICTED> Memo of Conversation, Charles C. Platt and W. J. Sebald, Subj.: Return of General MacArthur to the United States, May 27, 1949, *ibid.*
- (22) <CONFIDENTIAL> NA, Bishop to FE, Butterworth, Subj.: General MacArthur's Return, July 12, 1949, *ibid.*
- (23) <SECRET> FE, Butterworth to G, Rusk, Subj.: Reply to General MacArthur's Letter to the Secretary, Aug 19, 1949, *ibid.*
- (24) <TOP SECRET> Memo of Conversation, by the Charge in Japan (Houston), [Tokyo] July 16, 1949, FRUS

1949 Vol. VII, pp. 805-807.

(25) 〈PERSONAL & TOP SECRET〉 The Acting Political Adviser in Japan (Sebald) to the Director of the Office of Far Eastern Affairs (Butterworth), Tokyo, July 26, 1949, *ibid.*, pp. 808-812.

(26) 〈SECRET〉 The Director of the Office of Far Eastern Affairs (Butterworth) to the Under Secretary of the Army (Voorhees), Aug 17, 1949, *ibid.*, p 827.

(27) バタールウォースは「バージに関するFECの現在の決定」として下記の四点を挙げた。すなわち、①「降伏後の対日基本政策」(FEC〇一四／四七、六、一九) 第三部の第一節と第四部の第二節、②「日本の軍事行動の禁止と日本の軍事的装備の配置」(FEC〇一七、二三、四八、二、一二) 第三節、③「日本の貿易組合の原則」(FEC〇四五／五、四六、二、二、六) 第一二節、④「日本の農業組織の原則」(FEC二七七／一九、四八、二、二、九) である。〈SECRET〉 [Enclosure] Modification of the Purge in Japan, *ibid.*, pp. 828-830.

(28) *Ibid.*, pp. 827-830.

(29) 前掲書『回想十年』第二巻八七頁。

(30) 〈CONFIDENTIAL〉 Jane M. Alden, DRF, to NA, Robert A. Fearay, The Purge, Aug 4, 1949, NND-760050. 前掲書『GHQ日本占領史』⑥——公職追放』九六頁には「同年五月八日までに、委員会は三万三千以上の申請を受理したとある。」

(31) 前掲書『GHQ日本占領史』⑥——公職追放』九六—九七頁。

(32) J. D. M., Statistics & Review Branch, Public Administration Division, GS, Memo for Major Napier, Subj.: Purge Statistics, 17 Feb 1950, NND-775002.

(33) 〈TOP SECRET〉 Memo by the Deputy Under Secretary of State (Rusk) to the Executive Secretary of the National Security Council (Law), Subj.: Implementation of NSC 13/3 (covering period July 1 through December 31, 1949), Feb 6, 1950, FRUS 1950 Vol. VI : East Asia and the Pacific, pp. 1135-1138.

(34) 前掲書『指導者追放』一一九—一二五頁参照。

(35) 同右書一二五頁。J. D. M., Public Administration Division, GS, Memo for Major Napier, Subj.: Conference with SIR, 8 Dec 1949; J. D. M., Memo for Major Napier, Subj.: Reorganization of SIR, 9 Dec 1949; J.

D. M., Memo for Major Napier, Subj.: Reorganization of SIB—Conference No. 2, 12 Dec 1949; J. D. M., Memo for Major Napier, Subj.: Instruction for SIB, 15 Dec 1949, NND-775002.

(36) Lower Army and Navy Officers, Excerpts from Japanese Government's Study of Possible Purge Relaxation Prepared—4 Nov. 49, NND-775012.

(37) Shigeru Yoshida to MacArthur, March 28, 1950, *ibid.*

(38) Shigeru Yoshida to MacArthur, May 3, 1950, *ibid.*

3 朝鮮戦争の勃発と追放解除政策の転換

一九四九年秋以降、ワシントンでは国務省を中心に対日講和の動きが再び活発化しつつあった。これを受けて国内では、翌五〇年初頭から片面（単独）講和か全面講和かをめぐる講和論争が発生した。吉田首相は共産圏を除く早期講和の実現を目指す立場から、全面講和論を机上の空論として非難するとともに、腹心の池田勇人蔵相を五月にアメリカへと派遣し、米軍の継続駐留による日本の安全保障確保のための政治工作を行わせた。こうして六月中旬、すてに対日講和問題の責任者として国務省顧問・大統領特使に任命されていたダレス (John F. Dulles) の初来日となる。

一方マッカーサーは、ダレスの来日に先立つ六月六日と七日、日本共産党中央委員の徳田球一ほか二四名と、党機関誌『赤旗』の編集責任者一七名の追放処分を吉田に指令した。⁽¹⁾ レッド・ページの開始である。GHQ内部ではG2のウィロビーが共産党の非合法化を目論んだが、GSが反対し、マッカーサーが「現時点では共産党の非合法化に反対する」との結論を下す代わりに、共産党幹部のページを命じたのである。⁽²⁾ こうしてページの対象は、従来の軍国主義者・超国家主義者・全体主義者など右翼から、共産主義者・社会主義者など左翼へと移行していく。その後レッド・ページは民間企業にまで拡大し、一九五〇年末までに約二万二千人の公務員・ジャーナ

リスト・民間労働者が解雇され、左派の労組は窒息させられ、多くの新聞が発行停止処分を受けることとなった⁽³⁾。公職追放はここに本格的な逆コースへと転じたわけである。

なおウイロビーの見解に近い吉田は、翌八日のマッカーサー宛返書で、「団体等規制令」を即時共産党に適用する考えはないが、いつでも発動できるよう事前に許可を得ておきたいと、暗に同党の非合法化の意思を伝えると同時に、「共産主義との闘争には、旧陸海軍の下級将校、町村長、大政翼賛会支部長といった『小物』の多くを追放解除とし、彼らに希望を与えて平常の生活へと戻らせることが必要である。逆に彼らを絶望の淵へと追いやめることは、彼らを極左へと走らせることになる」と訴えた⁽⁴⁾。宿願である既成のパーシ解除を新たなレッド・パーシに絡めたところに、吉田の巧妙な外交手腕が発揮されていた。

まもなくダレス一行が日本に到着した。カーンもまたダレス一行と同じ飛行機で来日した。カーンはすでにダレスにも食い込んでいたのである。シオンバーガーによれば、「対日講和条約に関するカーンの考えが、一体どの程度ダレスに影響を及ぼしたのかは確かではない」が、「ダレスは、講和条約に関してはカーンと同じ意見だった」。すなわち、「いかなる講和条約のもとでも、日本は占領軍が成立させた諸法令を廃止したり、修正したりする権利を与えられるべき」であり、とりわけ「公職追放の停止」を認めさせようという点で両者は一致していた。しかもカーンとパケナムは、六月二二日、幅広く日本人の講和論を聴取したがっていたダレスのために、大蔵省の渡辺武、宮内庁の松平康正、国家地方警察企画課長の海原治、外務省の沢田廉三の四名との私的夕食会を催した⁽⁵⁾。その後もカーンはダレスとの連絡を密にし、会合を重ねた。中でも注目すべきは、八月に「天皇メッセージ」をダレスの下に送りつけ、「天皇はパーシを緩和することが日米双方の国益にとって最も有効な結果をもたらし、かつ友好関係を育むことになると感じている」と伝えたことである⁽⁶⁾。

この間の六月二五日、朝鮮戦争が勃発した。そこでマッカーサーは在日占領軍の大半を率いて朝鮮半島に出征

し、国連軍總司令官として指揮を取ることになった。そして七月八日、日本の軍事的空白を埋めるため、吉田に對して七万五千人から編成される警察予備隊と海上保安隊八千人の追加を指令した。⁽⁷⁾ここに日本の再軍備化が開始されたのである。ただし日本の再軍備化はアメリカ政府の既定方針としてマッカーサーに伝達済みであり、それが彼の意思で留保されていたにすぎない。⁽⁸⁾

ともかく日本政府は八月一〇日にポツダム政令として警察予備隊令を公布し、即日施行した。これにより隊員の募集が行われたが、雇用条件が良かったため四〇万人が応募するほどの盛況ぶりであり、第一陣約七千人が早くも二三日に入隊した。そして一〇月までには七万五千人の入隊を完了した。また最高幹部に関しては、七月から内務省出身の香川県知事増原恵吉、労働次官江口見登留が設立準備に当たり、八月一四日に増原が警察予備隊本部長、江口が同次長に任命された。部隊の長としては宮内庁次長の林敬三が総隊總監となったほか、警察幹部が本部の主要部課長となって創隊業務に当たった。こうして一二月末には、歩兵四個師団に相当する部隊が発足した。⁽⁹⁾

このような急速な日本再軍備化政策は、GSの追放解除を凍結するとの方針、とりわけ旧軍人の追放解除を徹底的に阻止するとの従前の方針に影響することを免れなかった。日本の周辺で突如生じた熱戦と在日米軍の出動、それに伴う日本の軍事的補填という緊急課題は、嫌が上でも旧陸海軍将校の活用を必須としたからである。もはやGSとしてこの突発的事態に抵抗するのは不可能であった。吉田は朝鮮戦争の勃発がパージ問題にいかに影響したかについて次のように論じている。⁽¹⁰⁾

「これ（朝鮮事変）によって東亜の情勢は急激に変化し、それまでは日本の非軍事化と民主化に力が注がれてきた占領政策が、多くの対日措置の緩和の方向に転換しはじめ……これがやがて追放解除に影響を及ぼすに至った……。日本駐留の米軍が急に朝鮮に出勤したあと、総司令部として、先ず考慮せざるを得なかったことは、わが国の治安維持と国

民の思想動向であった。従って、特に地方政治の担い手が欠けているため、空白が生じていることは、過激分子の乗ずる余地を与える危険な状態であることを総司令部側でも痛感したのであろうし、有能な経営者が不可欠であることも、漸く総司令部の認めるところとなった」。

その意味で一〇月一二日は重要な転機となった。この日の午前一一時半、岡崎勝男官房長官はホイットニーに対し、吉田のマッカーサー宛書簡を提出した。その中では、第二次訴願委員会が一年半に及ぶ訴願審査業務を完了したこと、三万二〇九一名の訴願者のうちメモランダム・ケースの一二九件を除外したこと、慎重な審査の末にその中の一万九〇名を追放解除と判定し、二万一八六三名を否認したこと、また上記の追放解除者の中には八三八名の旧陸海軍将校も含まれていることを報告し、その上で改めて承認を要請していた⁽¹¹⁾。これに対してホイットニーは、同日午後二時に岡崎をGSへ呼び、マッカーサーがGSの勧告に従い、首相の書簡に記された訴願委員会の決定を直ちに実施することを首相に対して認めると伝達した⁽¹²⁾。そして翌一三日、SCAPは追放該当とされていたこれら一万九四人の解除を発表したのである。吉田や岡崎ほか、日本側にとっては意外な朗報であった。続いて一八日、ネーピアと岡田典一総理府監査課長とが旧陸海軍の若手将校の追放解除について討議し、一九四一年一月八日の開戦以前に士官学校に入学していなかった旧軍人を追放解除とする旨を決定した⁽¹³⁾。そこで翌一九日に岡田はネーピアに対し、上記に該当する陸軍将校一六九七名と海軍将校一四二七名の合計三一二四名を報告した⁽¹⁴⁾。しかしその後の調査により、二三日、陸軍将校が一八一四名へと修正され、したがって合計が三二四一名へと増加した旨をホイットニーに報告した⁽¹⁵⁾。その結果、一月一〇日、SCAPは再び日本政府の勧告を踏まえ、上記のような旧陸海軍若手将校の追放解除を発表した⁽¹⁶⁾。ここにGSのパーシ解除阻止の基本政策は崩れ去ったのである。

なお一九五一年一月二日付のGS報告によれば、一九五〇年中に日本政府が実施したパージの結果は次のとおりである。審査総数二八万三九四六名のうち、二〇四四名を公職に不適格と判定し、公職追放に指定した。その内訳は、A項一六六八名(戦犯者)、B項(旧軍人)二四三名、C項(国家主義者など)二名、D項(大政翼賛会関係者など)一七名、E項(金融会社など)〇名、F項(占領地長官)〇名、G項(その他の軍国主義者など)一一四名である。したがって一九四六年一月四日以来の公職追放者数は、A項一六八二名、B項二万一一〇名、C項二九七六名、D項三万一二四六名、E項三一〇名、F項三一名、G項四万五二七五名であり、総計一九万二七三九名となった。加えて、前記のとおり、レッド・パージによる「特別指定」者が四二名(六月二十八日に一名追加)であった。⁽¹⁷⁾

また『朝日新聞』の調査によれば、一九五二年六月六日現在の公職追放者は、合計一五万二五六〇名(A項五三一名、B項八万二七八八名、C項一五八一一名、D項二万八八七四名、E項二九六名、F項三五名、G項三万八二五八名、その他二〇一名)であり、総理府の発表と比較して四万二五三三名下回った。これは都道府県の被追放者のうち、未復員、死亡転出、所在不明者を除外し、さらに二項目以上に該当する者を主要な一項目に算入したためである。⁽¹⁸⁾

さて朝鮮戦争の勃発により急遽帰国したダレスは、対日講和をめぐる国防総省との困難な交渉の末、講和促進の了解を得ることに成功し、一九五一年一月一〇日にはトルーマンにより、国務省顧問から大使級への昇格を認められた。そして一月下旬から二月中旬にかけて再訪日した。二六日、シーボルトはダレスとの会談の折、「講和条約締結後、吉田の有力な後継者である鳩山一郎らのパージをどう考えるべきか」と問題を提起し、「日本の土台を築く有能な人材がパージとなっている、と日本人の多くが信じている」と指摘したほか、ダレスが公職追放者と会うべきではないと忠告した。これに対してダレスは、「占領は日本の社会生活にきわめて不自然なパターンを押し付けた。それがアメリカへの敵対的要素とならないよう望んでいる。同時に、公的生活から排除され

ている人々により占領が混乱に陥らないよう望んでいる」と応えた。結局パージ問題に関する最終決定は下されないままに終わった。⁽¹⁹⁾

なおダレスはカーンとパケナムの仲介により、二月六日夜、宿泊先の帝国ホテルで密かに追放中の鳩山、石橋、石井光次郎の三者と会見した。日本側三名は、講和条約ならびに日本の安全保障に関する意見書を英訳してダレスとの会見に臨んだが、通訳上にも問題があり、石橋は「面会の結果は、むしろ失望なり、なおよく考えて見る要あり」と日記に感想を記している。⁽²⁰⁾このように極秘会談は成功したとはいえなかったものの、この前後から彼らの周辺ではパージ解除の気配が漂い始めた。反面、講和達成以後もパージは継続すると悲観的予想も根強く、しかも鳩山らの政界復帰を恐れる吉田側が、意図的に追放解除を妨害しているとの噂が流れていた。これについて吉田は、「マッカーサーから鳩山・石橋の追放解除を認めないとの敵命があった」と証言している。⁽²¹⁾

このようにダレスは、対日講和をめぐる日本側との交渉過程で、追放解除問題にいかに対処すべきか判断を下す必要があったにもかかわらず、曖昧な態度に終始した。ダレス個人はカーンらの助言もあり、早急に追放解除を実施する必要性を感じていたであろうが、FEC諸国、とりわけイギリス、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピンなどが日本の独立への警戒を緩めない点を考慮せざるをえなかったろう。それが彼の態度を曖昧にさせた主要因であった。たとえば一月三〇日にダレスと会見したイギリスのアルバリー(Albary)大使は、「パージといった一定の占領命令はしばらくの間、継続されることが考慮されるべきである」と進言している。⁽²²⁾ダレスはこのような同盟国の見解を尊重せざるをえなかった。そこで翌三一日に行われた報道関係者との会見で、ダレスは「この使節団は占領とは何ら関係しない。パージの緩和の可能性といった問題は、SCAP、FEC、対日理事会の責任に属する」と明確な返答を回避したのである。⁽²³⁾こうしてパージ解除は再びマッカーサーおよびGSの掌中に収められることとなった。

- (1) Douglas MacArthur to Shigeru Yoshida, Press Release, 6 & 7 June 1950, NND-775012.
- (2) <SECRET> Memo of Conversation, by the Officer in Charge of Japanese Affairs (Green), Subj.: Suppression of the Japanese Communist Party, June 15, 1950, FRUS 1950 Vol. VI: East Asia & The Pacific, pp. 1221-1222.
- (3) 前掲書『占領 1945～1952』一八九頁参照。
- (4) Shigeru Yoshida to MacArthur, June 8, 1950, NND-775012.
- (5) 前掲書『占領 1945～1952』一八七—一八九頁参照。Harry F. Kern to J. F. Dulles, Wednesday, no date, Dulles Correspondence, Mudd Library, Princeton University.
- (6) 前掲書『占領 1945～1952』一九〇—一九一頁参照。Emperor's Message in Harry F. Kern to J. F. Dulles, Aug 19, 1950, *ibid.*
- (7) Douglas MacArthur to Shigeru Yoshida, 8 July 1950, *ibid.*
- (8) 一九四八年一〇月の NSC 三三二は、準軍事部隊一五万の創設を承認していた。
- (9) 藤原彰著『日本軍事史下巻 戦後篇』(日本評論社 一九八七年)二八—二九頁および増原恵吉「警察予備隊から自衛隊まで」安藤良雄編著『昭和経済史への証言』三九〇—三九二頁参照。
- (10) 前掲書『回想十年②』八八頁。
- (11) Shigeru Yoshida to MacArthur, Oct 12, 1950, NND-775012.
- (12) J. P. N., Subj.: Purge Appeals Decision, 12 Oct 1950, *ibid.*
- (13) J. P. N., Subj.: Release of Certain Erroneously Purged Junior Officers, 18 Oct 1950, *ibid.*
- (14) Norikazu Okada to Major J. P. Napier, GS, Subj.: Army and Navy Officers after 10 December 1941, 19 Oct 1950, *ibid.*
- (15) Katsuo Okazaki to General Whitney, 23 Oct 1950, *ibid.*
- (16) <TOP SECRET> Memo by the Deputy Under Secretary of State (Rusk) to the Executive Secretary of the National Security Council (Lay), Subj.: Implementation of NSC 13/3, Feb 6, 1950, FRUS 1950 Vol. VI: East Asia & The Pacific, p 1137.

- (17) Memo for Lt. Col Napier, Subj.: The Purge During 1950, 2 January 1951, NND-775002.
- (18) 『朝日新聞』一九五一年六月七日の〈一覽表〉より。
- (19) 〈TOP SECRET〉Memo by Mr. Robert A. Fearey of the Office of Northeast Asian Affairs, Minutes—Dulles Mission Staff Meeting January 26, 10:00AM, FRUS 1951 Vol. VI, p. 815.
- (20) 石橋湛山著『湛山日記』(石橋湛山記念財団編『自由思想④』一九七六年刊所収) および、増田弘著『石橋湛山——リベラリストの真髓』(中央公論社 一九九五年刊) 一八六頁参照。
- (21) 前掲書『回想十年』第二卷九〇—九二頁参照。
- (22) 〈SECRET〉Memo by Mr. Robert A. Fearey of the Office of Northeast Asian Affairs, Minutes—Dulles Mission Staff Meeting January 30, 10:00AM, Meeting with British Ambassador, FRUS 1951 Vol. VI, p. 831.
- (23) 〈SECRET〉Memo by Mr. Robert A. Fearey of the Office of Northeast Asian Affairs, Minutes—Dulles Mission Staff Meeting January 31, 10:00AM, Ambassador Dulles' Press Conference, ibid., p. 836.

4 マッカーサーの解任と追放解除の進展

さて朝鮮半島での軍事情勢であるが、マッカーサー率いる国連軍が劣性を挽回し、一九五〇年一〇月末に韓国全土と北朝鮮の大部分を支配することに成功したが、まもなく中国義勇軍の介入により国連軍は総崩れとなった。そして翌五一年一月には北緯三八度線の南まで押し戻された。このような窮状は、日本に影響を及ぼした。三月初め、米極東海軍司令部はGSのネーピアに対して、旧日本海軍で掃海業務を担っていた元将校で海上保安庁に勤務する追放該当者、計一二七名を「一か月間」留保してほしい、と要望した。これに対してネーピアは、六月末まで「三か月間」の留保を認める旨回答した。⁽¹⁾もはやGSには従来のような旧日本軍将校に対する厳しい姿勢はなかった。こうして一部の日本関係者による掃海業務が、朝鮮半島の海域で極秘に実施されたのである。

一方マッカーサーは挽回に転ずるべく、聖域である中国領土への爆撃と蒋介石の国民党軍を投入することを本国へ要求した。この要求はトルーマンの怒りを買ひ、ついに四月一日、トルーマンはマッカーサーの解任を決定した。マッカーサー解任の報は日本全体に衝撃を与えた。絶対的権威を誇ったマッカーサーの解任など想像を絶することであった。しかし日米両国政府にとっては、マッカーサーという障害がなくなり、マッカーサーの右腕であったホイットニーも殉じて辞職したことで、少なくともパージ政策は遂行しやすくなった。

早くも四月二十六日の『東京日日新聞』は、「メモランダム・ケースの追放解除、平和条約以前に」との記事を掲載し、鳩山、石橋、河野らのメモランダム・ケースは五月末から六月にかけて追放解除となる模様であり、マッカーサー・ホイットニー路線に代わるリッジウェー・リゾー路線は、追放解除の早期実施を認めている旨伝え⁽²⁾た。実際ホイットニーに代わりGS局長に就任したリゾー(Frank Rizzo)は、二七日の「パージ政策の調整」と題する報告書で、「パージを厳格に実施するとの方針は、現下のアメリカの政策からすると時代錯誤であり、平和条約にパージ条項はまったく挿入されない予定である」、したがって「SCAPは、五月三日の憲法記念日における日本国民向け声明で、日本政府に公職追放令を再検討する権利と、それらの変更を求める権利が与えられると言明すべきこと」を勧告し、その案文を提示した⁽³⁾。

三〇日、吉田はマッカーサーの後任としてSCAPに就任した陸軍大将リッジウェー(Matthew B. Ridgway)と会見し、パージの全面解除に関する具体的指示を受けた。『朝日新聞』によれば、続いて岡崎官房長官がリゾーを訪ね、詳細に打ち合わせた結果、日本政府が追放解除を自主的に実施する権限を与えられるとの確認を抱いたようであり、吉田は直ちに政府部内の関係者にパージの大幅解除について万端の準備を命じた。ただし政府は追放解除の実施方法について最終的結論には達しておらず、数日中にこの方針を明らかにする予定である。極少数を除き、約一九万の追放者の大半が、政府の所管手続きが完了次第、追放解除となるはずであり、平和条約を

直前にして、政界や経済界、その他の各界指導者が公的活動を再開できるだろう、と報じられた。⁽⁴⁾

こうしてリッジウェーは五月三日の声明で、リゾーの勧告に従い、「日本政府がSCAP指令に基づくすべての命令を再審査する権限を与えられる」と言明した。その中にはもちろん「すべての追放問題を再検討する権利」も含まれ、「FECの政策決定を限度として、パージを改善できる」とされた。具体的には、「一九三七年の盧溝橋事件勃発以後」に将校に任命されたすべての陸軍海軍将校がパージを解除されるばかりか、中央ならびに地方官吏、教師、財界人、出版関係者まで幅広い分野の多数の者が随時追放解除となるものと予想された。⁽⁵⁾ とすれば、「一九四一年以降」の元将校と規定されていた追放解除の年次が再び繰り上がり、大幅な軍人の追放解除が実現することを意味した。

シーボルトは、リッジウェーの新方針に関して、追放解除という政策はすでに本国で決定していたのであるが「長い間遅延していた」と、暗にマッカーサーの抵抗に触れ、この方針はNSC一三／二の第一三項に示されている国務省のパージ緩和政策に合致していると高く評価した。そして、「今回予定される大幅な追放解除は、年々増大しつつある日本側の対米不満を大いに緩和するであろう」し、「影響力ある日本のエリート層との間で、将来良好な関係を築き上げることができるよう」と肯定的に論じた。加えてシーボルトは、リゾー新GS局長が、旧軍人の追放解除の条件を「一九三二年以降」ではなく、「一九三七年以降」とするならば同意するであろうことも明らかにした。⁽⁶⁾

以上のようにシーボルトは、リッジウェーの日本軍将校を大幅に解除するとの方針を支持するよう本省へ要請したが、北東アジア課長のジョンソン (U. Alexis Johnson) は、五月一六日、以下のような長文の返信をシーボルトへ送付し、慎重な態度を示した。⁽⁷⁾

「われわれは『一九三七年以後』に將校となった者すべてをパージ解除とするとの提案を認めているが、ただしその提案はわれわれが F E C の政策決定を露骨な形で覆しているとの非難に晒されないようにすべきである。政治的かつ経済的分野での重要人物に関してはほとんど問題はないが、F E C の政策決定ばかりでなく、アメリカの基本政策の原則を完全に無視できないため、各カテゴリーの一定の者を追放解除から除外することが望ましい。仔細に及べば、F E C の政策決定である『日本の軍事的行為の禁止および日本の軍事的裝備の処分』に関する第一三項(a)は、一九三七年の盧溝橋事件勃発後に將校となった陸海軍軍人の追放解除を『不可能』としている。『將軍、提督、その他すべての高級將校、陸軍、海軍、憲兵隊のすべての職業軍人の將校』は、公職から排除されると明記されているからである。一方、予備役將校に関しては、同項(b)に『予備役將校はその雇用が平和と安全に害を与えるならば排除されねばならない』とあり、したがって、S C A P は高級ランクを除く大部分の予備役將校（大佐以下）を追放解除できるのではないかと思われる。また職業軍人の將校として入隊しても、すぐに退職し、一定期間を民間企業で勤めたのち軍隊に呼び戻された予備役將校も追放解除を考慮されるべきであろう。

今や一九四八年一月三〇日付の W 八〇四五三、すなわち N S C 一三／二の第一三項を実施すべき好機が到来した。大佐以下の予備役將校すべてを自動的に追放解除とするならば、パージは実質的に修正されるだろうし、日本政府は公的生活への復帰を願う者の大多数を追放解除できるだろう。またわれわれが F E C の精神や政策決定を無視しているとの非難を回避できる。恐らくこの結果、大政翼賛会の支部や下部組織の関係者の追放が解除されよう。また経済関係者にしても、今後はより自由な基準で個々のケースが再審査されよう。日本政府に対しては、F E C 諸国から非難を受けないように F E C の政策決定の枠内で追放解除を徐々に進めていくのが望ましいということを伝えてほしい。われわれは対日平和条約の締結に向けて全力を尽くさねばならないし、また F E C の政策決定との関連で、S C A P の行動を国際的に支持する必要がある。そしてアメリカ政府は、W 八〇四五三の政策を実質的に超えるような追放解除の計画を認めるべきである。日本政府への統制が日一日と緩和されつつあることを理解してほしい。

上記のように、F E C の政策決定から大きく逸脱することを恐れるジョンソンは、シーボルトが軍人の大幅な追放解除へと先走ることを牽制し、「大佐以下の予備役将校すべて」のほか、「大政翼賛会や経済界の関係者」に限定して追放解除を実施する方向へと下方修正した。これを受けたジョンソンの上司である極東問題担当國務次官補のラスクは、六月二二日、陸軍次官補のジョンソン (Johnson) へ次のような書簡を送った。⁽⁸⁾

「一九三七年七月七日以降に陸海軍将校となった者すべてを追放解除とするとのリッジウェイの要望に関して、國務省の考え方を通知する。第一に、現在の F E C の決定 (F E C ○一七 (二一)) を無視するような行為は認められない。われわれは公式にも非公式にも F E C の決定に従うつもりはないが、今や急速に弱まっている F E C の決定が S C A P としてのリッジウェイの立場を弱めるのではないかと懸念している。われわれはリッジウェイの立場を強化できるように全力を尽くすつもりであることを繰り返し強調しておきたい。われわれは『警察予備隊』の重要性を十分理解しているし、対日占領の厳しい統制を緩和したいとの考え方に同意する。すでに國務省は、一九四八年一月の時点で、『平和と安全に危害を与えない職業に就いた予備役将校は追放解除されるべきである』と S C A P に要求している。ハンブレ
ン將軍宛の一九五一年五月二九日付の書簡でも、『予備役将校のすべてではなくとも、高級将校を除く大部分を追放から除外できる』旨を明確化している。さらに、『日本の侵略主義や全体主義に反対した將軍・提督以下のいかなる将校をも追放解除することに反対しない』との考えを提示している。

前記のリッジウェイの要求に関しては、①一九三七年七月七日以後に將校となった者の追放解除を実施する方法、②警察予備隊に入隊する必要のある者を個々に追放解除する方法、の二通りがある。行政的にもっとも実施し易い方法を組み合わせるのが良いであろう。②については、必ずしも一九三七年七月七日以後に入隊した將校に限定せず、S C A P の自由裁量で、それ以前の時期に入隊した將校に適用されても良い。リッジウェイの要求に適用方法について、さらに貴殿と話し合う機会を持れば幸いである。同時に、日本における彼の立場と、F E C 諸国との関係についても同様である。

ラスク」

要するにラスクは、警察予備隊強化のために軍人の追放解除を進めてもよいが、F E C の政策決定を欺くほど露骨な追放解除を進めるとの國務省の立場を改めて表明し、やはり一九三七年以降の「予備役将校」中心の追放解除（必要とあらば同年以前であっても構わない）を実施すべきである、との見解を国防総省に提示したわけである。依然このように両省間には隔たりがあった。

一方 G S 内では、四月二九日の S C A P 決定以降、「パージ制限の緩和」(relaxation of purge restrictions) が基本方針となり、岡崎官房長官との会議、また総理府監査課との専門レベルでの会議を重ねることで、追放解除が急展開していった。すなわち、一九三七年七月以降に将校となった者が膨張主義や全体主義との関係がないとされた場合、日本側に解除の権利が与えられ、また S C A P の決定やコメントなしで総理府が個人ベースで審査する計画を用意するよう指示が出された。さらに G S は日本政府に対して、将官以下の将校のうち日本の拡大政策に反対した者を調査するよう依頼した。さらにシェパード將軍が出席した会議では、官房長官に対し、警察予備隊が必要とするベテラン将校の人数とランクが伝えられ、予備隊が目下日本の安全保障に寄与する唯一のものであることも指摘された。その結果、大佐から少佐までの将校一千名を追放解除者により補充する、予備隊人事はこれら選抜将校を予備隊に任命する、身体検査に合格した者は G 2 で必要な審査を受ける、等が日本側へ伝達された⁹⁾。このように G S は、ワシントンでの國務・陸軍両省の未決定状態を何ら顧慮することなく、S C A P の方針を実施へと移していったわけである。

これに対して日本政府は、G H Q 側の旧軍人に対する大量の追放解除方針を歓迎しながらも、一部慎重な態度を崩さなかった。六月五日、岡崎官房長官は前回の予備隊補充用の将校選抜の件に関して、目下復員局に關与している旧将校の中には東条の支持者が含まれているとして、闇雲に選抜する意思のないことを言明した¹⁰⁾。これは旧軍部を嫌う吉田の意向を反映した見解と想像できる。つまり吉田は、警察予備隊に旧陸軍の影響が及ぶことを

排し、旧内務省関係者にその内部を固めさせるつもりであった。⁽¹¹⁾ 翌六日、シェパードがリゾー、ネーピアとともに同席し、岡崎と再び会見が行われたが、やはり岡崎はかつて東条秘書を勤めた服部らのグループの予備隊入りに難色を示し、マッカーサーも同様の態度であったとさえ論じた。これに対してリゾーとネーピアは、その除外に異を唱え、日本側を督促する姿勢を表した。⁽¹²⁾

他方、ワシントンではJCSが日本軍将校の追放解除に関して、六月一九日、次のような方針を固めた。⁽¹³⁾

「SCAPはJCSに対して警察予備隊に至急入用な旧日本軍将校の追放解除の許可を求めているが、国務省がFE Cの友好国と接触しつつ、SCAPの提案を慎重に検討するとの立場を取っている。予備隊のための将校補充の緊急性に鑑みて、JCSはアメリカにとつてSCAPの提案に一時も早く同意することがきわめて重要であると考えられる。したがって、JCSは国務長官が早急にSCAP提案に同意するよう勧告する。」

これを受けてマーシャル国防長官は、七月一三日、次のような重要な書簡をアチソン国務長官へ送付した。⁽¹⁴⁾

「SCAPは、日本防衛のため警察予備隊を通常の戦闘部隊へと変更する計画をもっているが、熟練した将校の不足によりきわめて困難な状況にあると国防総省に伝達して助言を求めている。周知のとおり、日本の旧職業軍人はFECの政策決定により公職から排除されている。リッジウェーはこの状況に対処するため、旧日本軍将校のうち限定された者の『追放解除』を許可するよう求めている。すなわち、①SCAPは日本の全体主義や拡張主義に反対したことを証明できる将官以下の将校を、個人単位で追放解除とする許可を求めている。国務省と陸軍省はこの点に関するFEC指令を拡大解釈することに反対しないとSCAPに伝えている。②『職業軍人』という事項の行政的解釈から、数千の若手将校を一括して追放解除できるよう提案している。ただしFEC指令は、一九三七年七月七日以後に入隊した職業軍

人を排除するよう規定している。これは S C A P が『一九四一年一月七日以後入隊した職業軍人を追放のカテゴリーから排除する』との以前の決定を論理的に拡大することとなる。

ラスク 国務次官補は一九五一年六月二二日のジョンソン陸軍次官補宛書簡で、『将校の追放解除はケース・バイ・ケースで処理すべきであり、そうすれば、実際に職業軍人になるつもりで一九三七年七月七日以後に将校として入隊した者をパージのままにしておくことができる』し、この方法は『個人毎に証言を得るとの条項を用意するだけでよい』と示唆している。これは十分考慮に値するが、リッジウェーは、国務省の示唆による手続きに従えば、①わずかししか釈放できない、②日本政府と G H Q 双方に行政的負担を増す、③それゆえ追放者の解放を遅らせ、中間的手段としてはあまり価値がない、と指摘している。他方 J C S は私に対して、『警察予備隊に必要な将校を早急に供給するとの緊急性を考慮して、S C A P の提案を一時も早く実施することがきわめて重要である』と勧告している。私はこの実施についてのリッジウェーの見解に同意する。私はまた、『職業軍人の将校』の定義は F E C の政策決定の精神および意図と矛盾しない、とのリッジウェーの見解に同意する。したがって、できるだけ早くこの提案に貴殿が同意することを願っている。

マーシャル

しかし国務長官は、この国防長官の提言に確たる回答を送った形跡が見られない。その事情について、九月四日に国務省北東アジア課長代理のマックラーキン (McCurkin) がジョンソン課長へ送った文書が部分的に触れている。⁽¹⁵⁾

『一九三七年七月七日以降の将校の追放解除に関して、東京から帰国したエヴェレット大佐から、『最近 S C A P は個々の審査を何ら行わずに包括的な追放解除を実施している』との情報を得た(リッジウェーは八月一八日の陸軍省宛電文 C 六九一四一で、すでに五七七四名を解除しており、八月末までに三万名をさらに解除する予定であると報告して

いる。彼によれば、GSは日本政府に対して、東条派の人物を除いた一九三七年七月七日以降の將校すべてを解除するよう助言しており、日本政府は極くわずかのケースだけを除外し、残りの大部分を解除として認めるといふ単純作業を繰り返しているという。

このような状況の下では、われわれが取るべき方法は次の二つのうち一つしかない。①追放解除者の記録が日本の膨張主義と全体主義に反対することを示していた、との虚構を維持する。②一九三七年七月七日以降に入隊した將校は、「職業軍人」のカテゴリから除くべきである、とのSCAPの原則を受諾する。①は不誠実であり、②は法的根拠が薄く、いずれも望ましいものとはいえない。SCAPならびにアメリカ政府双方にとって最善の選択は、この問題に関して何らコメントをしないことであろう。それでもサンフランシスコ（の講和会議）ないしFECやACJの場で、われわれがその決定を擁護せざるをえないならば、②こそが十分な理論的根拠を見出せよう。……陸軍側はこの件に関して、早急に回答するようわれわれに圧力を加えつつある。この件はサンフランシスコで取り上げられる可能性があるが、われわれとしてはそれについてコメントする必要性が生じないことを願っている。」

右記の文書は、國務省のジレンマを如実に語っている。結局國務省は国防總省に明確な回答を送ることなく、現状を追認する方策を選択したことになる。

一方日本政府は、この間、追放解除を積極的に進め、いわば既成事実を積み重ねつつあった。吉田はリτζジュエー声明を受ける形で、五月一四日、「政令諮問委員会」を設置し、ここで公職追放令をはじめ占領軍当局により制定された法令や制度の改編を検討させた。⁽¹⁶⁾そしてこれを「公職資格審査会」が引き継ぎ、六月一八日以降、追放解除の審査業務を開始した。⁽¹⁷⁾

こうして二〇日、政府は第一次追放解除を発表し、三木武吉や石橋湛山を含む中央指定関係者二九五八名を解除した。続いて三〇日、地方指定関係者六万六四二五名の追放解除が都道府県知事から発表された。また軍人関

係では、審査会は七月末に正規将校と憲兵を除く個人審査を完了し、吉田首相にその結果を答申した。これにしてGHQ側の感触は、「大佐以下の現役将校も予備役将校も追放解除の審査対象とすることが可能」というものであった。そこで審査会は、「陸海軍省、参謀本部、軍令部の各勤務者、極右団体関係者および領土拡張・戦争推進に参画した具体的事実があった者、ならびに憲兵」を除外した六九三〇名の解除を内定した。そして八月六日、政府により第二次追放解除が発表された。それはGHQからの指示で三四六名の特高と思想検察関係者を除いた個人審査分一万三九〇四名であり、その中には政界の鳩山一郎、河野一郎、松本治一郎、大麻唯男、河上丈太郎、河野密など、財界では藤原銀次郎、小林一三、五島慶太、村田省藏など、言論界では緒方竹虎、高石真五郎、正力松太郎などの有力者とともに、先のB項の陸海軍関係者（正規陸軍将校四四七九名、正規海軍将校二一六七名、陸海軍勅任文官一四二名、憲兵二八三、特務機関勤務者七七一名、その他七名）計七八三九名も含まれていた。⁽¹⁸⁾ 軍人関係の解除は、GHQの反応が緩やかなのを見越して、日本側が駆け込み的に人数を増やしたといえる。

続いて審査会は、翌七日、大佐以下の正規将校一万二三五名の解除を内定し、GHQが一六日に承認したため、同日政府はその氏名を公表した。⁽¹⁹⁾ 同様、九月七日に第五次の正規陸海軍将校一万六四九名、一〇月一日に第六次として五二六七名、一七日には第七次の一八〇九名が追放解除となった。この結果、正規将校の解除は一応終了し、解除者は陸軍四万二七五四名、海軍二万三四七六名、合計六万六二三〇名に達し、非解除者は約八千となった。⁽²⁰⁾

さらに審査会は元憲兵下士官の大半など計三万三七四五名の解除を内定し、GHQ側の承認を得たので、一〇月三〇日、政府はこれらの氏名を発表した。結局審査会は、六月以降の審査で、今回の者を加えて一八万余を解除し、その役割を事実上終えた。⁽²¹⁾ そこで最後の訴願委員会ともいうべき「公職資格訴願委員会」が、当初の予定より遅れて一二月二四日に初会合を開き、残された陸海軍将官や戦犯など一万八千名の追放者の訴願審査を開始

した。その結果、一九五二年二月一四日に第一次として元将官二四〇名、二二日に第二次として豊田貞次郎ら五三三名、二五日に第三次として鈴木貞太郎ら二九〇名、三月四日に第四次として四五二名、一〇日に第五次として二九二名、一一日に第六次として来栖三郎を含む四五四名、一四日に第七次として野村吉三郎ら八四三名、一九日に第八次として戦犯四名を含む七六〇名、二四日に第九次として重光葵ら戦犯二三〇名を含む一〇一一名、四月一日には一一九四名が順次パージを解除された。²²⁾ なお政府はこれら追放解除者(ただし軍人を除く)に対して、前年一〇月、恩給年金等の支給を復活することを決定した。²³⁾

すでにサンフランシスコで対日平和条約が調印され、一九五二年四月二八日には条約の発効とともに日本の独立が実現する手はずとなっていた。したがって訴願委員会としては、未解除の一三六六名の処理を急ぐ必要があった。まず四月八日、政府は委員会の決定に従い、安倍源基、鮎川義介、河辺虎四郎、下村定など一〇一九名、一五日に本間雅晴ら三六四名、二二日に東久邇稔彦、東郷茂徳、石原莞爾、牟田口廉也、及川古志郎ら八四名、二六日には二九名の追放解除を順次発表した。しかしこの間、一旦は解除に内定した岸信介ら太平洋戦争開戦当時の五閣僚がまもなく取り消された。これについて保利茂官房長官は、すでに五氏についてGHQの承認を得ていたが、「開戦の責任者である閣僚を占領中に解除するのは国際的にも国内的にも適当でない」との吉田首相の意向」により取り消されたと説明した。吉田が意地を通したわけである。

さて訴願委員会は二六日の追放解除をもってその使命を終えた。この間一五回にわたり審査を行い、訴願申請者八七七四名のうち七二三三名を解除し、一五四一名を解除不可と判定した。最後まで追放を解除されなかった者は、先の岸ら五名の旧閣僚と服役中の戦犯などと、訴願申請を行わなかった約四二〇〇名であった。この結果残された計五七〇〇名は、日本側の手によらず、二八日、講和条約発効に伴う公職追放令の廃止により、追放解除となった。²⁴⁾ ここに占領時代を通じて旋風を巻き起こした公職追放はその幕を降ろしたのである。

- (一) JDM, Memo for The Record, Subj.: Retention of Ex-Officers in Maritime Safety Agency, 3 March 1951, NND-775002.
- (二) Speculation Rife, On Depurge Of Memorandum Cases Before Peace Treaty, Translated from Apr 26 issue of TOKYO NICHINICHI, Relaxation of Purge Restriction De-Purging of Japanese Ex-Officers, Jan. 1946- July 1951, GS File.
- (三) <TOP SECRET> Frank Rizzo, Memo for Chief of Staff, Subj.: Reconciliation of Purge Policies, 27 April 1951, *ibid.*
- (四) Overall Depurge, Authority to be Transferred to the Government, Prime Minister Yoshida meets with General Ridgway, Source: ASAHI SHINBUN, Date: 1 May 1951, NND-775012. 『樋口兼賢』一六四一頁以下。
- (五) <PERSONAL SECRET> The United States Political Adviser to SCAP (Sebald) to the Director of the Office of Northeast Asian Affairs (Johnson), Tokyo, April 30, 1951, FRUS 1951 Vol. VI, pp. 1022-1023.
- (六) *Ibid.*, p. 1023.
- (七) <PERSONAL / TOP SECRET> The Director of the Office of Northeast Asian Affairs (Johnson) to the U. S. Political Adviser to SCAP (Sebald), May 16, 1951, *ibid.*, pp. 1045-1948.
- (八) <SECRET> The Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs (Rusk) to the Assistant Secretary of the Army (Johnson), June 22, 1951, *ibid.*, pp. 1138-1141.
- (九) <TOP SECRET> A. P. F., Memo for Chief of Staff, Subj.: Relaxation of Purge Restrictions, 4 June, 1951, Relaxation of Purge Restriction De-Purging of Japanese Ex-Officers, Jan. 1946- July 1951, GS File.
- (十) <TOP SECRET> Frank Rizzo, Memo for Chief of Staff, Subj.: Relaxation of Purge Restrictions, 5 June, 1951, *ibid.*
- (十一) 植村秀樹著『再軍備と五五年体制』(木鐸社 一九九五年刊) 四七頁参照。
- (十二) <TOP SECRET> Frank Rizzo, Memo for Chief of Staff, Subj.: Relaxation of Purge Restrictions, 6 June, 1951, *ibid.*
- (十三) <TOP SECRET> Memo by the Chief of Staff, U. S. Army to the JCS on De-Purging of Japanese Ex-

- Officers, JCS 1380/111, 19 June 1951; <TOP SECRET> Enclosure, Draft, Memo for the Secretary of Defense, J. C. S. File.
- (14) <TOP SECRET> The Secretary of Defense (Marshall) to the Secretary of State, July 13, 1951, FRUS, 1951 Vol. VI, pp. 1194-1195.
- (15) <TOP SECRET> Memo by the Deputy Director of the Office of Northeast Asian Affairs (McClurkin) to the Director of that Office (Johnson), Subj.: Depurge of Former Japanese Career Officers, September 4, 1951, *ibid.*, pp. 1328-1329.
- (16) 委員には、木村篤太郎、前田多門、中山伊知郎、小汀利得、石坂泰三、板倉卓造、原安三郎、のちに追放解除となった石橋湛山が加わり計八名で委員会が構成された。原が追加されたのは、追放解除の処理に万全を期すためであったという。『朝日新聞』一九五一年五月七日、九日、一五日。
- (17) 委員長が殖田俊吉、委員は次田大三郎、浜口雄彦、尾高朝雄、津田正夫の計五名で構成された。『朝日新聞』一九五一年六月一八日。
- (18) 『朝日新聞』一九五一年七月二五日、二九日、八月一日、五日、七日。
- (19) 『同』一九五一年八月八日、一七日。
- (20) 『同』一九五一年九月八日、一〇月一日、一七日。
- (21) 『同』一九五一年一〇月二九日、三一日。
- (22) 『同』一九五二年二月一四日、一六日、二五日、三月四日、一〇日、一一日、一五日、一九日、三月二四日、四月二日。
- (23) 『同』一九五二年一〇月一二日。
- (24) 『同』一九五二年四月七日、九日、一五日、一九日、二二日、二六日、二七日。

おわりに

以上、一九四七年一月四日の第二次公職追放令の公布・施行から、一九五二年四月二八日の公職追放解除の完了に至る五年余の過程を明らかにした。以下、これらの要点を整理したい。

まず第一段階ともいべき公職追放令終結への動きは、一九四七年夏、国務省 PPS のケナンがポートンらの懲罰的な対日講和草案を批判した時点から始まり、折しも陸軍次官に就任したドレイパーが訪日中に経済改革の行き過ぎを認めたことで本格化した。さらに『ニューズウィーク』のカーンが、パケナムを使って、GHQ のパージ政策を攻撃し、反マッカーサー運動を展開したことにより加速された。このようなワシントンでの政府・民間両面での並列的な対日占領政策批判は、米ソ対立が深まり、冷戦構造が定着するにつれて、アメリカ政府の主流となり、「改革」路線よりも「安定」路線が指向されていく。

一方ホイットニーとケーディス率いる GS は、一九四七年初頭、第二次追放令を仕上げ、以降、その総力を上げてパージの完遂を目指していた。彼らはポツダム精神を忠実に日本社会へ注入することを課せられた責務と感じており、それはマッカーサーというカリスマ的存在の全面的支持を受けて可能となった。GS はこうして GHQ 内部で卓越した地位を確保し、ワシントンが決定した日本の非軍事化・民主化政策の実施面における主体を成したのである。

ところが一九四七年秋以降、GS は内外情勢の変化に直面する。ワシントンからは、インフレ、財政赤字、労働攻勢といった日本の経済情勢悪化を懸念する声が届くと同時に、財閥解体や独禁法に続く経済力集中排除法案を批判する見解が東京へ伝えられ、それとの関連で経済パージのマイナス面が強調されはじめた。また占領軍内部でも、GS は年来の G2 との確執ばかりでなく、CIS、ESS、第八軍、海軍司令部などもパージ実施を

めぐり摩擦を生じた。加えて日本の中央政府や地方県庁の間でも、パージ遂行に非協力的な態度が現れた。これに対してGSは、第一次訴願委員会の審査結果をほとんど凍結し、事実上追放状態を継続させるとともに、法務総裁の下に特別審査局を設置させ、公職追放者の露骨な政治活動の取締りを行わせた。さらに追放政策の間隙をぬって生き残る高級官僚を駆逐するため、「武徳会パージ」を強行し、官僚機構の牙城ともいうべき内務省を解体した。このようにGSは、一九四七年末まで強気の姿勢を崩さず、パージ政策を少しも緩めることはなかった。ところが翌一九四八年三月、一つの転機が訪れる。ケナン・ドレイパー・ミッシェンの来日である。この時点から公職追放令の終結という第二段階へ入る。すでにケナンは公職追放令の緩和を提言したPPS一〇をまとめ、バターウォース、ソルツマン、ロベツトから支持を獲得した上で、マッカーサーを説得するため来日した。またドレイパーも、『カウフマン・レポート』以来、占領政策の社会主義化に過剰反応気味のロイヤル、フォレストルらの意向を受けて、米財界グループを引率して再来日した。したがって、マッカーサー、ドレイパー、ケナンの三者会談は、アメリカの対日占領政策の転換にとつてきわめて重要な意義をもった。結局ケナンとドレイパーは、軍事戦略面でマッカーサーと共有点を見出せなかったものの、公職追放令の終結に関しては、マッカーサーから基本的同意を取り付けることに成功した。

他方GSにとつて、マッカーサーがケナン、ドレイパーとの会談で追放令の終結に同意したことは早計であり、痛手となった。パージはすでに「仮指定」という簡略化された方法を用いて迅速に処理されつつあったが、反面旧日本軍将校の追放保留問題が依然未解決であった。すなわち、旧軍人は復員局や賠償局など日本の中央・地方の官庁、またG2、PHW、そのほか米極東海軍司令部など各所で雇用されており、彼らは特別配慮により追放審査を保留されていた。GSとしては、この不正常的状態に終止符を打つべく、これら職業軍人をすべて解雇させ、審査ののち追放該当者を処分しようとしたのであるが、日本側や占領軍側の抵抗を受けて、思うように進展

しない状況にあった。そこで彼らは苦渋の選択をする。すなわち、形式上ページを終結させ、あたかもワシントンの指示に服従するかの姿勢を示しながら、実質上ページを継続させ、一時保留の軍人を含む残りのページを完全実施するという方法を即座に考案したわけである。そこでGSは、訝る日本側を急ぎ立て、強引なほどに中央・地方の公職審査委員会、また第一次訴願委員会をも五月一〇日まで廃止させた。

しかしワシントンの空気の変化や極秘の三者合意を関知しない日本側当局や、またGSの下級官吏にとつても、それは不可思議な決定であった。しかも公職資格の審査業務が、そのまま総理府監査課や法務府特審局、あるいは県知事へ付託されたことで、日本側にはGSの決定が矛盾に満ちたものに映った。ともかく、こうして公職追放令はあわただしく終結された。ここになぜ唐突に公職追放令の終結と両委員会の廃止が決定されたかという疑問が氷解する。

とすれば第三段階は、この五月における公職追放令の終結と両委員会の廃止から、一〇月のNSC一三／二の承認を経て、翌四九年五月のNSC一三／三の承認に至るワシントン・東京間のページをめぐる攻防過程となる。三月に日本から帰国したケナンは、直ちに東京での会見をまとめて、PPS二八を国務長官に提出した。しかし国務省内には、この冷戦重視型の占領政策転換に関して抵抗があり、また陸軍省とも軍事政策面で齟齬を生じた。しかもケナンやドレイパーにとつて意外ながら、マッカーサーがFEC指令を根拠としてNSC一三文書の第一三項（ページ条項）に厳しく反駁してきた。その結果、国務省、陸軍省、SCAP間に複雑な三角関係が形成され、それぞれ対立と協調のパワー・ゲームが交錯することとなった。

このような状況の中でカーンは、六月にACJを設置して対日ロビー活動を積極的に展開した。そして国務・陸軍両省間の齟齬を修復することに尽力し、引いてはワシントンの総意を反マッカーサーへと誘導することに大部分成功する。ただし、マッカーサーをSCAPの座から引き降ろすことは不可能であったし、マッカーサーを

介した対日占領政策転換の実施を阻止することも実現できなかった。それでもカーンの巧みな仲介により、国務・陸軍両省はマッカーサーに対する外交戦略で手を組み、一〇月、ついにNSC一三／二の政府承認に漕ぎ着けた。この承認こそ、ケナン、ドレイパー、カーン三者が望んだ事態であった。ここにアメリカの対日占領政策は、従来の非軍事化・民主化路線を払拭し、冷戦に即した日本の経済的自立化路線へと大きく転じていくわけである。

この逆コースの一環として、パージ政策もまたその終結から緩和（実際には解除）へと第一歩を踏み出す。とりわけ早急に日本経済を自立させるため、また反米ムードを沈静化するため、経済界をはじめ政界、言論界で比較的無害の地位を占めていた者の追放解除を実施するほか、カテゴリー毎の再審査ではなく、個人別の再審査を行うこと、若年層の公職審査義務を解除することなども規定された。こうして実質的な追放解除の段階へと進むこととなった。

折しも日本では中道政権に代わり吉田保守政権が一〇月に再登場し、NSC一三／二の路線を遂行する。それは、ケナン・ドレイパー路線が吉田路線と一体化していく過程でもあった。ここでもカーンとACJが、吉田側とケナン・ドレイパー側との媒介役を水面下で果たしたと想定できる。また吉田政権誕生前夜にケーデイスは、その阻止を策謀して失敗し、自己の役割の限界を悟って年末に帰国する。これをもってGSの実質的な改革路線は終焉し、以降、マッカーサーとホイットニーの意地を懸けたワシントン側への抵抗のみとなる。マッカーサーは地元の利を最大限に生かして、第二次訴願委員会の機能をまたしても麻痺させたばかりか、吉田政権の追放解除の動きをことごとく拘束した。しかしドレイパーら国防総省側も、いわばアメとムチを巧みに使い分けて、結局マッカーサーの主張を封じ込めることに成功し、一九四九年五月、NSC一三／三の政府承認をもたらす。パージに関する第一三項は前回の一三／二と一字一句たりとも変化がない内容となっていた。これこそワシントン

側の S C A P 側に対する外交的勝利を意味したのである。

こうして最終段階を迎える。この第四段階は、N S C 一三／三の成立から一九五〇年六月の朝鮮戦争勃発、そして翌五一年四月のマッカーサー解任という相次ぐ緊急事態を経て、一九五二年四月のサンフランシスコ講和条約発効による公職追放解除の終焉に至る過程である。

マッカーサーは N S C 一三／三の承認以後も、やはり従前の F E C 指令を根拠として、ワシントンの追放解除政策の前面に立ちはだかった。吉田が再三再四マッカーサーを訪問し、第二次訴願委員会が決定した追放解除者の公認を嘆願しても、すべて徒勞に帰した。ところが朝鮮戦争の勃発が情勢を一変させた。占領軍の出勤により生じた日本の軍事的空白を埋めるため、急速「警察予備隊」が新設されたものの、予備隊を実質的に運営する旧職業軍人の雇用が不可欠となったからである。しかもモスクワに連なる日本共産党勢力の過激な動きに対しても、万全な態勢を取る必要があった。このような緊急性を眼前として、マッカーサーおよびホイットニーは、「レット・ページ」を開始すると同時に、軍人を含む追放解除に同意せざるをえなくなった。ここに追放解除阻止の基本方針は崩れ去ったのである。

しかも朝鮮戦争の拡大過程で、マッカーサーが軍事戦略をめぐるトルーマンの逆鱗に触れ、一九五一年四月に解任されたことにより、追放解除は急展開する。すなわちマッカーサー、ホイットニーに代わるリッジウェー、リゾーの新コンビは、国務省が指向する以上に急進的な追放解除、とりわけ予備隊に入用な旧陸海軍将校の解除を本国政府に迫った。無論国防総省と J C S はこれを支持したが、逆に国務省は F E C への配慮から漸進的解除を主張し孤立する。結局国務省は明確な否定的態度を打ち出せず、現状を追認するほかなかった。一方 S C A P と G S は、日本政府側に追放解除の権限を次々と譲渡し、その速やかな実施を促した。以降、「政令諮問委員会」、「公職資格審査会」、「第三次訴願委員会」が相次ぎ組織され、その審査結果により、大物クラスを含む軍人、政

治家、財界人など約一八万人が五月雨式に追放解除されていき、一九五二年四月、対日講和条約発効を直前にして大半の追放解除が終了した。そして解除を否認された者と訴願審査外の残余者合計五七〇〇名も、条約発効により公職追放令関連の諸法令が廃止となったことにより、すべて追放解除となったのである。ここにおいて公職追放の歴史は、レッド・パージを除き終焉する。

なおこの間の一九五〇年六月、第三次吉田内閣は一部閣僚の入れ替えを行い、保利茂が労働大臣に就任した。保利こそ、公職追放を経験しながら、その解除後に政府閣僚の座に就いた戦後第一号の政治家にほかならなかった。以後、続々と被追放閣僚が誕生していく。ちなみに一九五〇年代に限れば、この第三次吉田内閣が二名、第四次内閣が八名、第五次内閣が一四名、また第一次鳩山内閣が一名、第二次内閣が一名、第三次内閣も一名と増え、次いで石橋内閣が一〇名、第一次岸改造内閣が二名、第二次内閣が七名となる。吉田内閣では二三名、鳩山内閣は六七％、石橋内閣は五六％、岸内閣が四六％もの被追放閣僚を擁したことになる。⁽¹⁾しかも吉田を除く鳩山、石橋、岸の歴代三首相が公職追放者であった（岸は戦犯後に公職追放となる）ことを明記しなくてはならない。以上の意味から、一九五〇年代の政治史は、追放から解放された政治家達の恩怨隠る政治により彩られたともいえるのである。

(1) 増田弘「公職追放解除の影響」(中村隆英・宮崎正康編『過渡期の一九五〇年代』東京大学出版会 一九九七年刊)参照。

本稿は、文部省科学研究費・基盤研究B(一九九五年度～一九九七年度)「公職追放の政治的、経済的、地域的研究」の研究成果であることと、一九九六年度の国際交流基金による財政的支援を受けてプリンストン大学で研修し、米国立公文書館等での資料収集と調査が可能となったことを付言しておきたい。